

ラジオ体操導入と厚生省設置

国民体位低下問題を中心に

中
川
彰
太

序

一 ラジオ体操導入の土壌の形成

1・生命保険思想の流入

2・簡易保険制度の導入

- 3・日本放送協会の創設とラジオ放送の展開
- 二 ラジオ体操の普及にみる健民政策の推進
 - 1・簡易保険事業の一環としてのラジオ体操
 - (1) 簡易保険創設後の普及経緯
 - (2) 簡易保険とラジオ体操
 - 2・西欧諸国への劣等感とラジオ体操
 - 3・ラジオ体操による健民政策の推進
 - (1) 学校教育とラジオ体操
 - (2) ラジオ体操の会の広まりと国民生活への浸透
- 三 厚生省設置と国民保健向上をめぐる対立
 - 1・国民体位の低下顕在化による陸軍の苦悩と陸軍「衛生省案」
 - (1) 新省設立に向けての背景―国民体位低下の顕在化
 - (2) 陸軍の苦悩と陸軍「衛生省案」
 - 2・近衛の「社会保健省」案と陸軍の「保健社会省」案をめぐる対立
 - 3・厚生省の設置

結

参考資料・文献

わが国の近代保健・衛生政策のひとつの集大成ともいえるべき厚生省が設置されたのは昭和十三年（一九三八）一月一日である。同省は、それまで内務省衛生局・社会局・通信省簡易保険局を統合して、それまで各局が分離独立していたものを統合したものである。

日本における明治維新以降の保健・衛生行政は、明治六年（一八七三）一月に内務省が設置されたことにより本格的に稼動した。以下に『内務省史』に拠りながら概観していきたい。¹⁾

当初、衛生事務は内務省管轄ではなかつた。実際に所管とされたのは明治八年（一八七五）六月であつた。

このころの衛生行政を一言で換言するならばまさにコレラ・結核等の伝染病対策に追われていたといえる。田波幸雄の表現を借りると「人々には、防疫以外のことには例えそれが必要なことであつても、頭を向ける余裕はなかつた」²⁾状態であつた。

明治七年（一八七四）には西洋医学に基づく医制が発布され、医療体制の基礎を確立した。同時に伝染病予防も本格的に実施された。

種痘については、同年十月、種痘規則が公布され、明治九年（一八七七）五月には、天然痘予防規則が出された。これが予防接種を義務制とする最初のものであつた。³⁾

我が国の衛生行政が不完全ながらもようやく歩み始めたこの頃、コレラの流行が起こつた。コレラは、一八八六年（明治十九年）患者数十五万五千九百三十三人を数え、死亡者数一〇万八千四百五人、死亡率六九・二五%と実に七割近くの死亡率であつたのを頂点に達していた。以後数年一度流行があるものの、一九二三年（大正十二年）には患者数

四人中死亡二人と患者数は激減した。

『内務省史』³⁾によれば、このコレラの流行によって伝染病予防法規整備の努力が重ねられ、防疫対策が次第に完備されていったとされている。

明治一〇年（一八七七）には伝染病予防法の先駆けとされる虎列刺予防法心得、明治一三年（一八八〇）には各種伝染病の総合的規則として伝染病予防規則が定められた。同時に海外からの病原菌流入を防ぐために海港検疫も整備され検疫停船規則が設けられた。代表的なものとしては、明治三十年（一八九七）に伝染病予防法が制定、衛生局に防疫課が設置されたことがあげられる。

併せて行政機構も順次整備されていき、中央衛生会、各府県に衛生課、各町村に衛生委員がおかれた。

明治期の衛生政策は先に触れたように、伝染病対策に終始した。この頃は、国内衛生行政機構の整備、各種法制の整備に力点がかけられていた。

これらの諸施策が功を奏して、明治の末期には、コレラ、赤痢、痘瘡といった急性伝染病の克服の目処が立つまでになった。

大正期にはいると、急性伝染病の他に、結核・癩・精神病といった慢性疾患対策や、環境衛生、労働衛生にも政策の力点が置かれていった。この頃になって、「保健・衛生」という用語が使用されて行くようになる。

伝染病対策については、明治期において体制を整えるに至り、大正末期には、大正一四年（一九二五）の国際連盟主催の各国衛生技術官交換視察会議が日本において開催され、参加各国から日本の防疫体制を高く評価されるまでになった。その象徴的なものとして、ソ連代表W・ラーヂンは「貴国（日本）は迅速且嚴重なるコレラ予防措置を採り、勿ちこの伝染病を終息せしめたり」と明言していると評価されるまでになった。⁵⁾

しかしながら未だ伝染病は完全に克服されたわけではなかった。会議が主催された前年の一九二三年(大正一二年)の内務省衛生局『法定伝染病統計』によれば、赤痢患者二〇二六六人、死亡七三七二人、死亡率三六・三七%、腸チフス患者五二六二八人、死亡一三三六九人、死亡率二一・六%と終息したといえる状態には程遠いものであった。⁶⁾

大正期において特筆すべき事は、日本経済の急速な発展による国民所得の向上、産業の発達に伴い発生した社会問題の対策としての社会立法の出現であった。明治四四年(一九一一)の工場法制定をはじめとして、軍事救護法、健康保険法等が制定された。これらの法律は、労働者、軍人をはじめとする国民一般に対して必要最低限の生活水準維持のために制定された。この背景として、明治末期からの数回に及ぶ不況により、医療費問題が表面化して、医療の社会化が問題となったことや、企業規模の拡大による労働問題の深刻化があげられる。

ともあれ、わが国の保健・衛生行政は、感染病対策に忙殺される段階から、国民の「栄養・健康・衛生」の改善に着手し、結核・性病・遺伝性疾病・障害予防病等を未然に予防する段階へと移行する。しかしこの頃になって国民体位の低下が目立って、昭和期に入り本格的に国民体位の向上の必要性からと、健康増進・体力向上に力点をおいた各種施策が行われる。

小論の研究課題は、「健康・体質の時代」⁵⁾、言い換えるなら「受動的衛生政策」から、昭和期に入ってから「体力の時代」すなわち国民の体位を向上し、健康増進を図るという「積極的保健・衛生政策」へと転換を図る過程を考察することである。

この「受動的保健衛生政策」から「積極的保健衛生政策」への移行期についての従来の研究においては、様々な角度から、個々の各種衛生政策、保健政策、社会立法については、『厚生省五十年史』⁷⁾・『内務省史』⁸⁾を始とする各種文献、多くの研究者の指摘により、その大部分が解明されている。

しかしながら、従来の研究では戦前の保健衛生政策に対する評価は、満州事変や、支那事変の長期化による国内体制の戦時体制に移行していったこともあってか、軍国主義、全体主義の一環として当時の施策がなされていたとする批判的な評価をする傾向がみとれる。⁹⁾ その根拠としては先にあげたものの他に、昭和二年（一九三七）八月国民精神総動員運動がはじまり、全体主義が本格的に推進されていった事があげられる。また昭和三年（一九三八）一月の厚生省設置と前後して、物品統制が強化され、国家総動員体制が強化されたことや、その後の太平洋戦争中に行われた厚生省の政策¹⁰⁾をあげることができる。従来の研究では、当時の「保健衛生政策」が軍国主義の一環でなされたといった評価しているが、陸軍の実態についての記述が欠如している。

小論で明らかにしたいことは、「受動的衛生政策」から「積極保健衛生政策」への移行過程を検証する事であることは先にも触れた。つまり、従来批判的な評価を受けがちな、戦前の保健衛生政策の一元的な実施をした厚生省は、どのような理念の元で設置されたのかを検証する事により、当時の保健衛生政策の実態の一部を明らかにするとともに、再評価を試みたい。

その検証に際して小論においては、厚生省の設置過程¹¹⁾を取り上げる。そして更に、健康増進、体力向上を目的として推進されたラジオ体操¹²⁾について検討する事とする。ラジオ体操は、当初、生命保険の普及を目指し、国民保健向上の為に簡易保険局が推進したものである。ラジオ体操は、当初、行政が主導したが、後に触れるように、導入後、国民が積極的に取り組むようになる。

この「厚生省の設置」と「ラジオ体操」を同時にとりあげて戦前の保健衛生政策を検討する試みは、いささか無理があるように思われるかもしれない。

しかし前者は、軍国主義の要請に基づいて設置された行政機関であること、後者は戦後GHQ…によってファシズ

△の象徴¹³として嫌疑をかけられ戦後一時期行われなかったことから、戦前の軍国主義、全体主義の象徴として評価されたという共通点がある。

もっとも、当時行われた厚生省の施策の中には批判されて然るべきものは存在する¹⁴。またラジオ体操についても、日本全国同じ時間に、同じ動作をすることにより、多くの国民が動員できた事実が、軍国主義、全体主義推進の一翼を担った側面は否定しきれない。だが、このことをもってして、戦前の保健衛生政策が否定的に評価されたままである事が妥当であるかについてはいささかの疑問を覚えざるをえない。厚生省設置の当初の理念は、あくまで「国民保健の向上」¹⁵であった。そして当時の保健・衛生政策をみるうえで、国民のラジオ体操に対する取り組みを検討する事は、貴重な材料となるであろう。また、当時の緊迫する国際情勢の中で陸軍の動向について触れる必要がある。そしてなによりも、戦前、厚生省で実施された年金制度や健康保険制度に代表される多くの施策は現在まで続いているし、ラジオ体操も現在まで存在していることから、いかに「ラジオ体操」¹⁶・「厚生省設置」という二点が現在の我々にも密接に関係しているかがわかる。

つまり戦前の「保健・衛生政策」を再検討する上において必要な視点とは、事実を一面的に捉えることなく、多面的に捉える事ではなからうか。従来の研究ではこの点が欠如していたようにおもえる。

そして現在、日本近代史における研究傾向として、戦前期の日本を再評価する傾向がある。

小論においても、従来、批判的な評価を受けがちであった戦前の保健・衛生政策の再検討を、ラジオ体操の実施に伴う国民の健康観の変化を考察すると共に、厚生省設置過程を検討する事により、その実態解明を試みることにしたい。

尚、文中に出てくる資料の引用に就いて、読みやすくするために文中の旧漢字を常用漢字に、片仮名表記を平仮名表記に適宜変更しているので予めお断りしておく。

「ラジオ体操」について、戦前においては「ラヂオ」と表記していたが小論では、特に必要な場合を除いて「ラジオ」に統一した。

「ラジオ体操」は当初「国民保険体操」と表記されていたが、特に必要な場合を除き「ラジオ体操」とする。

一 ラジオ体操導入の土壌の形成

1・我が国における生命保険の流入

後に、ラジオ体操と一体となって推進される簡易保険事業（以下、簡易保険とする）が実施されたのは、一九一六年（大正五年）のことである。

本章では、生命保険導入経緯や簡易保険が成立する過程を検討する。そしてラジオ放送がどのような過程で放送されるに至ったかを検討し、併せてラジオ体操導入の土壌の形成がどのように行われていったのかを明らかにしていく。さて、そもそも簡易保険とはいったいかなるものであるのか、小論ではまずそこから論じていくこととする。

簡易保険とは、「その生活水準・所得水準の低さゆえに生活保障・所得保障についての切実なニーズを有しながらも民営普通生命保険への加入の途を閉ざされていた労働者・勤労者そして一般庶民に対して、生命保険への加入を容

易ならしめたものであり、一九世紀中葉にイギリスの生命保険会社によって開発された¹⁷⁾ものであった。このイギリスの簡易保険のはじまりは、一八〇七年に英国議会上に企画案が提出されたことをその嚆矢とする。企画案によれば、貧民保健局を設置し郵便局を実施機関とした。そして保険料は労働者自ら賃金を払うものとされた。しかし、議員の賛成を得られず廃案になった。その後、一八四九年「インダストリアル・ゼネラル社」(Industrial and General)・一八五二年「ブリッティッシュ・インダストリー社」(British Industry)等が業務を開始した¹⁸⁾。

イギリスで簡易保険事業が導入された背景として、普通の生命保険は保険料が高く一般労働者には高嶺の花であったことがあげられる。しかし、当時、親族の死に際して世間並みの埋葬・葬儀を行うことが、独立した市民として地域社会で生きていくために必須にして最低限度の条件となっていた。その為に経済力の低い者も、親族の葬祭費用は前もって用意しておく必要があった。そして当時、イギリスでは簡易保険のことを、死亡保険 (death insurance) 、埋葬保険 (burial insurance) と呼ばれていたという。そもそも「簡易保険」の「簡易」とは、どのような事を指していたのだろうか。それは、一・加入時健康診断を必要としない。二・被保険者の同意を必要としない。三・保険金額の最高限度額が設定されていた。四・無配当保険であるというものである¹⁹⁾。イギリスでは、こうした簡易保険が急速に普及していった。

翻って我が国の簡易保険成立の経過をみていくこととする。わが国においては、明治二十年代より、逓信省の嘱託として藤澤利喜太郎が調査を開始したとされる。藤澤が構想した保険とは、「中間階級を扶育保護し、もってその健全なる発達を促進する一手段として、老後における生活費の補足、もしくは死亡後差向きに必要な費用を目安として、中間階級を通じて平均した場合に付き見積もった金高を保険金の最高限とし、無診査に依り手数を省き、全国普及の郵便機関を利用して国家自ら支払いの責任を負ふ郵便保険²⁰⁾」というものであった。このように藤澤は、民間会社によ

る生命保険以外に、低所得者層も加入が可能な保険制度の確立を企図していた。こつして簡易保険制度整備はまず、貯蓄の奨励という形で、一九〇〇年（明治三三年）郵便保険年金法案として検討が開始された。

この後の明治四〇年台に入ると、簡易保険制度の整備が進み始めるが、その前に我が国において生命保険が当初どのような形で紹介されていたかを触れておく必要がある。

そもそも、わが国に生命保険思想が流入してきたのは、慶応三年（一八六七）であり、その有名なものとして、福沢諭吉の『西洋旅案内』の中で「災難請合の事 インシユアランス」として紹介している。例えば、

災難請合とは、商人の組合ありて、平生無事の時に人より割合の金を取り、万一其の人へ災難あれば組合より大金を出して其損亡を救ふ仕法なり。

其大趣意は、一人の災難を大勢に分ち、僅の金を棄て大難を通る訳にして、譬へば今英吉利より亜米利加へ一両の荷物を積送るに、二百両計の請合費を払へば、其船難船するとも荷主は償を取返べし。又此一両の荷物を二百両にて引渡し商人の組合も、数千艘の船請合ふことゆへ、其船百艘の内に二艘難船するとも九八艘の請合賃を以て二艘の償となせば、損得はなき姿なり。若し又世間に火事難船多くして、請合人は始終償金を出す計の様にては存亡なれども、暫く災難の続くこともなく、丁度平均して双方よき様に割合をなせり。²¹⁾

と、保険料を被保険者より徴収することにより、損害をおきた場合の損害を担保する仕組みを紹介した上で、福沢は災難の請合は三通りあるとしている。第一に、現在の生命保険にあたるものである。小論の研究対象となる簡易保険の基礎的概念は福沢が以下に述べるとおりである。

第一 人の生涯を請合ふ事。此法は甚だ人組たることなり。素人同士組合を結びて、若し組合の内に病氣其外災難に逢ふ者あれば、組合一統より金を出し合わせてこれを救ひ、又は死後にその妻子を扶助することあり。又或は商人に元金を以つて組合を立、人の生涯達者の内に年々何程かの金を取て、若し其人病氣を煩ひ渡世の出来ざるよふになれば、死ぬまでの手当てを年々組合より払戻し、又は約束次第にて死後の妻子を養ふこともあり。

第二は現在の火災保険に該当するものであり第三は船舶保険である。²²以上の福沢の紹介による記述は、現在の生命保険、損害保険のあり方と大差ないものであつた。

次に、民間生命保険の発達過程について触れたい。我が国最初の生命保険会社は、明治一四年（一八八一）七月に明治生命が開業した。²³明治生命は、福沢門下の慶応義塾系の小泉信吉、荘田平五郎等により創設された。その後、明治二一年（一八八九）に帝国生命が、翌明治二二年（一八九〇）には大阪に日本生命、東京に大日本生命が開業した。その後、次々と生命保険会社が設立された。²⁴明治三〇年（一八九七）生命保険保有契約が一億円を超え²⁵徐々に国民に生命保険が浸透していった。その後、日露戦争時においては、戦時国債の引き受けを行った。日露戦争の軍費は、増税と国債によつて依存しており、生保業界と損害保険業界と共同して、一億円の国債募集額中の一割を引き受けることとした。この国債募集は五回行われたが、それぞれ各回千五〇〇万円から二〇〇〇万円の引き受けを行い、生命保険業界の実力が世に認知されるようになった。²⁶

日露戦争の終結後、産業の発達に伴い賃金労働者も増加の一途をたどり、その一方で労働者の福利厚生対策につい

ても問題視されるようになった。当時の生命保険は、保険料が高額で低所得者の加入は限られていた。

そんな中、俄かに保険事業官営論議が沸き起こる。明治三〇年代にはいり、生命保険会社の数は増加し、企業間の競争は激化の一途をたどった。

その結果、募集員あるいは募集行為についてさまざまな問題が生起し、明治三三年（一九〇〇）六月には、愛国生命から募集員取締法の提案が出された。

社員取締に関する申し合わせ

- 一・各会社は相互に信義を重んじ社員をして他の会社を誣罔し又は中傷せしむ可からず
- 一・前項に違背したる社員ある時は其会社に対し事実をあげて相当の処分を求むることを得
- 一・不都合の行為在りて解備したる社員ある時は其自由を付して之を各会社に通知し其者の雇入れを拒むことを得
- 一・各会社が前項の通知を受けたる時は通知したる会社の承諾を得るに非ざれば其解備せられたるものを雇入る可からず²⁷⁾

この案は結局、各社自身で取り締まるべきものだという主張のもと廃案となったが、当時の加入者獲得のためには、他の会社を誹謗中傷することが日常で行われていた。右記の案を提示し業界の綱紀肅正を図る必要性は生命保険会社自身が認めるところであった。

明治四一年（一九〇八）二月には、政友会代議士板倉中等五人が以下のような建議案が衆議院に提出された。

保険官営に関する建議案

政府は我が国目下の実情に鑑み各種の保険業を官営と為すの法律案を速に議会に提出あらむことを望む右提出候也

明治四十一年二月一五日 提出者 (略)

(理由)

我が目下の国情に於いて保険を私立会社に委するは甚だ危険なる者あり而して之が取締を為すの道甚だ難しとす故に政府は速に現在の保険会社の営業権を買収して之を官営とすること得策なりと信す今其利益を挙げれば

第一 取締が困難なこと

第二 公衆をして保険不安の念を去りて貯蓄の念を盛ならしむ事

第三 内国五十余の保険会社を一にして、之を官営とせば費用の減少を来たし且つ供給増大の結果其業務を自ら盛にして利益を増加するは明らかなるべきが故に最も被保険者の利益になる方式を採用して大に民福を進むるを得べし

第四 国民の安寧を保ち兼て財政を補益するを得べし

第五 内帑の流出を防ぎ外幣の流入を期するを得べし

之が買収の方法にいたりては鉄道買収の例に酌み且つ現在数千万の積立金の幾部は事業とともに引き継ぐべきものなるが故に国家は之を流用するも信用上に妨げざるを以つて買収に代わる公債の資に供するに足るべく是れ又う憂ふるに足らざるべし⁽²⁸⁾

これに対し、生命保険協会は幹事駒田亀太郎の意見書でもつて反対意見を主張した。意見書を要約すると、一・保険業界は未だ発展段階にあるので、現時点で民間会社に保険業務をまかせるのは危険と判断するのは時期尚早である。二・支払能力についても、函館大火の例をみても損失保険金額二七〇万円であつたが、其の内の二二〇万円は、罹災後一ヶ月以内に支払いが完了している。これに対し、米国の場合、サンフランシスコ火災の大火災に対し米国の火災保険会社が過半の支払いを完済していない事実をもつても民間会社に保険業を営ませるのは危険だという見解には同意できない等⁽²⁹⁾先の建議案にあるような見解は事実と相違していること甚だしいと反論した。

右記の生命保険協会をはじめとする業界の強い反対により、官営保険事業計画は頓挫した。

大正期にはいり、日本は国際収支の悪化により経済は低迷して生命保険業界も新規契約獲得に苦心していた。日本は、第一次世界大戦が勃発すると、戦争地域から遠く離れた地で物資生産工場として、重工業基盤の確立を果たした。そして、国際社会の中で其の地位を大きく向上させた。

生命保険事業も、大正二年（一九一三）年十一月にはじめて契約高が一〇億円を超え、大正五年ころ（一九一六）より、日本経済の急拡大に伴つて新規契約高は急伸展し、大正八年（一九一九）年九月には二〇億円を超えた。生命

保険会社の資産も、大正元年（一九一〇）の一億円から、同一〇年（一九二一）には五億円に達した。しかしながら大正九年（一九二〇）三月には、好景気の反動として恐慌が勃発し株価は大暴落した。³⁰

2・簡易保険制度の創設とその導入経緯

前項で多少触れたが、わが国において、今日でいうところの簡易保険事業は明治二六・二七年ころから郵便保険制度の調査にとりかかり、明治三二年（一八九九）立案の郵便貯金法草案中に郵便生命保険に関する規定を見ることが出来る。その規定は第一四条以下にある。第一四条では「預け人は郵便貯金の一部にて保険料を払込み自己又は他人のため其死亡又は契約の満期に至り保険金の払渡しを受くべき生命保険証書の交付を請求することを得」とある。この草案に対しては農商務省の反対などがあり、同三八年（一九〇五）成立の郵便貯金法には年金・保険の規定は除かれていた。

日露戦争後、産業構造の変化、貧富の拡大、労働者の増大等の諸要因により社会問題が注目され、労働保険、小口保険といった低中所得者向けの保険商品への関心が強まっていった。

明治四三年（一九一〇）七月には通信省郵便貯金局に調査部が設けられ、翌四四年（一九一一）一月には、通信省は郵便保険年金制度調査委員会を設け、郵便局を利用した小口保険計画を明らかにした。³²

この郵便生命保険保険法草案は、明治四三年（一九一〇）七月の第一回調査案から、翌四四年（一九一一）四月第七回草案までの計七回出された。³³この他に、農商務省においても小口保険調査委員会を組織した。³⁴

政府も、諸省の調査を受けて、大正三年（一九一四）第三一回帝国議会において立憲政友会から以下の建議を提出

した。

立憲同志会声明(要旨)

中流以下の社会階級の経済状態を維持改良し之が不幸を救済し恒産を治めしむるは現時の情勢に鑑み社会政策上最も緊急の事項にて欧米各国に行はるる小口保険の制度はこの目的を達する上に於いて頗る有効の施設たるを認む而して之を事業の性質に照らし本邦目下の状況に考ふるに小額保険は之を国家事業として経営し民間保険業の及ばざるところを補ふを以つて時宜に適したるものと認む我党は右の方針を以て政府を督励し速かに之が調査を遂げ法案を提出せしめんことを期す。⁽³⁵⁾

と、社会政策上小口生命保険の官業化が必要であるとした。大隈内閣は、大正三年(一九一四)四月に成立し、⁽³⁶⁾ 社会政策の実行を政策課題としていた。同五月、内閣に小口保険制度調査委員会設置され、数次に渡り簡易保険法案を作成した。同二月二日に公表された簡易保険法案は以下のとおりである。

簡易保険法案

第一条 簡易保険は政府が之を管掌す

第一条 簡易保険は保険金額二百五十円に超えざる生命保険とす

同一の被保険者に付数個の保険契約を為したる場合に於いても其の保険金額は前項の制限に依る

第三条 簡易保険に付いては被保険者の身体検査を行はず但し、命令に別段の定ある場合は限に在らず

第四条 保険契約の申込承認したるときは保険証書を作成し之を保険契約者に公布す

第五条 略

第六条 被保険者が保険契約後三年を満たざる期間内に變災又は伝染病予防法第一条第一項の伝染病に因らずして死亡したるときは命令の定むる所に依り保険金額の一部を支払はさることを得³⁷⁾

第七条 帝国臣民たる被保険者が保険金額の支払を為すへき年度に於て直国税年額十円以上を納むる者又は其の配

偶者、家族若は家を同くする直系親族に非ざるときは保険金額の五分の一に相当する割増金額を交付す
前条の規定は前項の割増金額に之を準用す但し第二条規定は此限りに非らず

第八条 略

第十三条 保険金額を受取るへき権利は之を差押ふることを得ず

第十四条 保険契約者は被保険者の同意を得て他人をして保険契約に因る権利義務を承継せしむることを得

第十五条 略

第二十三条 左の場合於いては政府は保険金額の支払ふ責に任せず

一 被保険者が契約締結後二年以内に自殺したるとき

二 保険契約者又は保険金額を受取るへき者が被保険者を死亡したることを知りたる後三月以内に其の通知を為さざるとき但し正当の事由ありと認めたる場合は此限りに在らず

商法第四三二条第二項の規定は前項の場合之を準用す

〔商法第四三二条〕

- 一 被保険者か自殺、決闘、其他の犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき
 - 二 保険金額を受取るべき者が故意にて被保険者を死に致したるとき但其者が保険金額の一部を受取るべき場合に於いては被保険者は其残額を支払ふ責を免るることを得ず
 - 三 保険契約者が故意にて被保険者を死に致したるとき
- 前項第一号及び第二号の場合に於いては被保険者は被保険者の為に積立たる金額を保険契約者に払戻すことを要す

第二十四条～第三十三条 略³⁸⁾

我が国の簡易保険は、政府が管掌し、保険金額は二五〇円以下で、加入に際して健康診断は行わないというのが特徴であった。民間生命保険会社との競争を避けるために保険金額の上限を低く抑え、簡易保険は政府の独占とした。其の根拠としては、「大正三年の普通保険の平均額は七〇三円³⁹⁾」であり、民間生命保険に加入できない低所得者を加入させるものであり、民業を圧迫するためのものではないというものであった。

しかし民間生命保険会社は強い反対運動が起こった。大正三年（一九一四）六月には、生命保険協会が「生命保険会社協会小口保険官営反対意見⁴⁰⁾」を提出した。

この意見の主たる内容は、官営反対の意見として、一・「小口保険の本来の性質は普通の生命保険にして契約の締結ならびに保険料払込の手續を簡易にしたるに過ぎず社会保険は之と異なり労働階級の者を国家並びに富豪の力を以て救済するに在り」と簡易保険は単なる小口保険であり、社会保険ではない点。二・「即ち小口保険は民間会社に於いて行はざるにあらず政府に於て之を行はしめるざるなり」と民間生命保険会社に簡易保険経営の実績がないと理由をもつて、簡易保険官営化の主張はおかしい。そもそも政府が民間生保に対し営業許可を与えなかつたからである。

三・欧米における官営生命保険の成功の例が乏しい事、「欧米先進国に於ては小口保険は之を官営とするもの多しと説く者あれども事實は之に反し之を官営事業とせるものは英国に於ける郵便局官営保険の外著しきものあるを見ず而して其の成績は僅に民間一小会社の事業と比較するに過ぎず独逸に於て又米國に於て小口保険の隆盛なるに拘らず官営とするもの甚だ少なく仏國の如き又官営保険を以て有名なるニュージーランドの如きに於ても小口保険は一時之を官営としたけれども其の成績不良なりしを以て間もなく之を廢したり先進國の実例に徴すれば小口保険は寧ろ民営事業として著しき發達を遂げたるものなることをしるべし」と成功しているといわれる英國でさえさほどの規模ではなく独逸、米國では民間簡保が隆盛を極めており、仏國、ニュージーランドにあつては、官営保険で小口保険を開始したが結局廢止したことを挙げ、日本に於いて、民間に簡易保険を認めないという論拠は成り立たないとした。四・「現内閣は官営事業にして民営と適するものは成るべく民業に移す方針」であり、諸外國で民営事業で成功している小口保険を我が國だけ民業に適さないというのはおかしい。現に、普通生命保険は政府の援助なしに發展してきたではないか。官営の場合、郵便局を媒体とするので全国数千局を生かす事ができるので、民間に比べ普及しやすいという意見があるが民間も代理店数で決して負けていない。五・「小口保険官営は是迄何等政府の補助を受けずして發達し來れる民營生命保険事業を圧迫」するおそれがある。

其の外にも、太陽生命の清水文之輔は、小口保険の議廃罷に関する請願を衆議院に提出し、同年七月には日本徴兵、徴兵の二社からも小口保険官営に対する反対陳情書が提出された。

法案提出を控えた大正四年（一九一五）十二月、協会は反対建議書を決定、政財界、業界有志六八〇余名が同意の調印をなして政府当局に提出した。これら他にも様様な反対運動を展開した。其の結果、当初三〇〇円を最高保険金額としていたものを二五〇円に決した。先述した、簡易保険法案第七条に於いては、最高保険金額は二五〇円として低所得者に対しては保険金支払いの際に二割の割増金を付加すると明記されていたが、提出法案では単に三〇〇円となっていた。貴族院で、最高保険金額を三〇〇円から二百五十円に修正し、加入資格を設けた。加入資格は勅令で直接国税一〇円または五円以下のもの定める事にした。こうして、大正五年（一九一六）の第三七回帝国議会で簡易保険法案は成立した。

以下は簡易生命保険案諮問の答申に依る改正である。

簡易生命保険案諮問の答申に依る改正（大正四年四月）

民事訴訟提起期間の延長 略

削減期間の短縮 略

加入者の制限

法律第七条中「保険金額の支払を為すへき年度に於いて其の年度に於て若しその年度の納税額確定せざるときは其の前年度の於いて直接国税年額十円以上納むる者又は其の配偶者、家族若は家を同くする直系親族に非ざる」を「勅令を以て廿定むる資格を有する者なる」に改む

勅令第四条の二を設け次の如く規定す

簡易生命保険法第七条第一項の規定に依り割増金額を交付すへき場合に於いては被保険者が保険金額の支払いを為すへき年度に於て若し其の年度の納税額確定せざるときは其の前年度に於いて直接国税年額十円以上を納むる者又は其の配偶者、家族若は家を同くする直系親族に非なることを要す

理由

割増金の交付を受くへき資格を納税額を以て標準とするときは實際の事情に応じ之を変更する必要を生ずべきを以つて勅令に譲りたるものなり

保険証書担保貸付金の期限前に於ける弁済略⁽²⁾

3・日本放送協会（NHK）の創設とラジオ放送の展開

わが国において後のラジオにつながる技術がはじめて公に使用されたのは、日露戦争中である。明治三八年（一九〇五）日本海海戦の際、日本海軍の哨戒艦信濃丸がロシアバルチック艦隊を発見した際に「敵艦見ゆ」との無線電信を使用した事をその嚆矢とする。其の後の第一次大戦において軍用通信として無線通信がおおいに発達し、大正九年

(一九二〇)十一月、米国ピッツバーグにてウエスティング電気会社 KDKA 局 (以下 KDKA 局) がラジオ放送を開始した。同年同月二日に、大統領選挙の速報を流した。⁽⁴³⁾ 実際には、全米各地で無線電信を用いた放送はとどころで行われていたが、KDKA 局が世界初のラジオ放送とされたのは、一・KDKA 局は定時放送を行っていた、二・他局はアマチュアであった、三・KDKA 局は不特定多数の大衆を相手に放送していた点が挙げられる。⁽⁴⁴⁾

この KDKA 局の放送を皮切りに、アメリカ全土でラジオ局が開局し、ラジオ放送は軌道にのっていく。英国の場合、黒田勇によれば、「電気会社が受信機普及のために放送しようとする動機と、電波受信に対するアマチュア達の情熱、放送を公的な通信の妨害ととらえた政府の妥協的産物として、イギリス放送会社 (British Broadcasting Company、以下 BBC) が設立され、ワシントン海軍軍縮条約が調印された大正一一年 (一九二二) 放送が開始されたとある。BBC は当初、公共放送ではなく、昭和二年 (一九二七) 年に公共放送としてイギリス放送協会 (British Broadcasting Corporation) へと改組みされる。黒田はこの中で、ラジオ放送によって、国王によるクリスマスの挨拶や、サッカーの放送等を通じて徐々に英国国民としての連帯感が生まれ、国家が国民へイメーজされたとしている。⁽⁴⁵⁾ これは後に触れるが、日本においても同様で、ラジオを通じて、国民が同時に同じ体操を行う事によって強烈に日本国民としての連帯感を抱いたであろうことは想像に難くない。

我が国において、ラジオに対する研究が本格化したのは大正七年 (一九一八) 年頃⁽⁴⁶⁾ に行われ始めた。欧米諸国におけるラジオ導入の機運をうけて我が国もラジオ事業化にむけ法整備が本格化した。

大正四年 (一九一五) 無線電信法が施工され、無線電信・電話は政府が管掌することとなった。同法二条によれば「特定の目的」があれば認めたものに限り私設を許可するとあり、また「放送回私設無線規則」によれば、「其の私設者は個人、営利・公益法人を問わず」とあり、大正一三年 (一九二四) 五月二八日、米田通信次官より政府の方針と

して、放送施設について大体法人によることとし、国家経済、行政上の必要性に鑑み、各通信局内に一放送局に限り許可するものであった。まず東京、大阪、名古屋の一箇所ずつ長距離用施設を許可する旨が内示された。東京では二八団体が名乗りをあげた。其のうち、電話協会、東京放送無電株式会社、国際無線株式会社、東京放送無線電話株式会社、東京無線電話株式会社（同名会社二）の六団体に対し、五月二八日米田次官より前述の方針を伝えた。六団体はその後協議して、単一の株式会社にて出願することとなったが、通信省より、ラジオ施設者は公益法人に限るという決定があった。その後、八月八日社団法人方式で行う事が決定された。一〇月一六日には、日本工業倶楽部において、社団法人東京放送局設立者総会を開いた。一月二九日付で設立許可が降り、ここに東京放送局が設立された。その後、大正一四年（一九二五）一月一〇日付で名古屋放送局、二月二八日付で大阪放送局が開設された。⁴⁷東京放送局では、同年三月一日に我が国における最初の試験放送が二日間行われ、同月二日には仮放送を開始した。本放送は同年七月二日より開始した。名古屋放送局では、設立許可と共に本放送開始の準備を開始し英国マルコー二社製の機器を輸入し六月二三日試験放送、七月一五日より本放送を開始した。⁴⁸

特に注目したいのは、大阪でのラジオ放送の盛り上がりである。東京は関東大震災で東京が復興の最中であり往時の活気を未だ取り戻せていない状態であった。大阪通信局管内では二四団体が名乗りをあげ、そのうち特に有力と認められる、日本海港無線電話株式会社、大阪毎日新聞社、大阪朝日新聞社、関西無電放送株式会社の四団体が合同してラジオ事業団体を創立する事となった。⁴⁹なかでもマスコミにおいては、ラジオ事業に対する新聞社の熱意が旺盛であった。⁵⁰大正一三年（一九二四）四月一八日から行われた大阪毎日新聞社の放送実験を例に当時の状況をみてみたい。

以下は、大阪毎日新聞社が、同年四月一八日付の紙面で報じたラジオ放送についての記事である。

敏速に無電で報道する 時には音楽や趣味的なものも 四大百貨店に受信機 本社で始める無電放送通信

永久的施設放送用無線電話の新威力によつて通信能率の増大を図るため本社は各専門家の意見に従ひ目下通信省に向けてこれが許可を申請中であるが更に寸刻を急いで施設無線電話の設置を実現し広く世間の各方面にその通信状況から機會の取扱方法を公開しこの近代的文化利器の知識を普及する為当局許可の上一先づこの方の据付にかかり本社樓上に東京無線電氣会社製放送電波通達距離四十哩入力二百五十ワット送話機の設備を完成し一七日大阪通信局阪井検査官等の検閲を終りいよいよその活用に移る事となつた、

差当り受信機は大阪市内で、三越、大丸、高島屋、十合の四大百貨店に教育用のものを設置しこれを図解し平易な説明のうちに無線電話機を見学者の頭へ注ぎ込む訳で当分は其の内三越八階だけを開始し漸次各設備の完了に従つて他の三大百貨店でも受話を開始する事にある。³¹⁾

と、其の当時、日本に輸入された唯一の放送機である、米国ウエスタン電氣製造会社製放送機を使用し、大阪市東区高麗橋の三越大阪支店屋上に機器を設置したことがかかっている。さらに記事の続きには、四月一七日に行われた送話実験の成功に触れ、大阪市内に準じ、京阪神の各地にも順次受信機を設置することを書いた。

この当時の百貨店は、現代からは考えられないほどの流行の発信地であり、なかでも最新の西洋文化を求めて客が訪れた場所でもあつた。もっとも黒田がいうように「この記事は客観的なものではない」³²⁾ものであり自社宣伝の要素も否めないが、ラジオに対する期待がいかに大きいものであつたかがうかがえる。その後の実験放送一日目、二日目

と進むにつれて反響は更に大きくなり、『大阪毎日新聞』は毎日のように其の様子を報じた。例えば大正一三年四月一九日付『大阪毎日新聞』には以下のようにある。

微妙な電波の声に 感嘆の声は和す

十八日から三越楼上に始めた 本社の無電放送（第一日）

「雨はふるふる城ヶ島の磯に…」清らかな楽曲が三越八階の一角から流れてくる。科学の威力によって通信能率を増進し併せて一般通信状況並に通俗な科学知識普及の上から本社が計画しつつある。中略。正午から三越呉服店八階に送話し公開する事となった。中略。公開は正午からだというのに朝の九時ごろからゾロゾロと八階へと八階へと集まってくる夥しい人々のために身動きもならない盛況だ。店員は汗だくでその場の整理に忙しく諸準備の整はなかつた為に漸く二時に公開され突如、検波器の電球が点せられた。本社からの送話が始まったのである。刻々と送られる蓄音機レコードから洩れる歌曲が同店屋上の高度二百尺の丁字型アンテナを伝つて拡声器によつて微細な点まで完全に聴き取れる。

思はず起こる聴衆の拍手は暫く続く殊に付添係員が手にとる電波調節機が僅か一分二分の回転によつて送話は遠くなり近くなり今更ながらに機械の威力に感嘆の声を放たらしめるのであつた。続いて三時から久國菊子嬢の筑前琵琶「義士本懐」の一曲が鮮やかに送られる。聴衆は最後の権藤四郎氏の肉声民謡を聴き通すまいと尚も場の四周を取巻くのだつた。⁽³³⁾

と、放送開始前から多くの人が集まり閉店時間までラジオに聞き入っていた様子がみてとれる。⁵⁴

このようにラジオ体操に対する盛り上がりや、この実験放送により、新聞社による放送事業が開始されるかに見えた。しかし結局、東京、名古屋と同じように大正一四年（一九二五）七月に社団法人大阪放送局が開局するにあたり、新聞社による放送事業は実現できなかった。そして、「新聞社の放送実験のデモンストレーションは多くの日本人にラジオ放送の存在を知らしめた」と黒田も評価しているように、第一次世界大戦後の反動景気を克服するために新たな産業育成を必要としていたわが国にとって、ラジオ事業の見通しが明るい事を示した事は一定の評価がされているように思う。

以上、ここまででは、東京、名古屋、大阪の三局が開局するまでの経緯を概観した。わが国のラジオ事業のはじまりは民間企業による開局希望者と、放送事業を掌握したい逓信省との主導権争いに終始した。そして結局のところ、社団法人制が採用される事となった。わが国がラジオ放送を開始した時点で、すでに世界八カ国でラジオ放送が開始されていたが、決して他の列国に比して遅いものではなかった。

東京、名古屋、大阪の三局開局時にはどのような番組編成であったのかを見ていきたい。初期のラジオ放送は、軍事通信との関係もあつたので放送時間は政府の許可制であった。三局開局時には放送時刻も内容も三局別々であった。以下の表は東京、大阪、名古屋三局開局当時の放送時刻についてである。

次頁の表を見てみると、初期の頃は、かなり大雑把な時間編成であつた事がわかる。しかしながら、特に大阪に於いては商都大阪を反映してか商況の充実振りには目をみはるものがある。この三局の放送によるラジオ聴取者は急速

に増え、放送開始後一年半で約三〇万の聴取者を数えるに至った。開局間もない頃は、ラジオの聴取可能地域が東京、大阪、名古屋各地域十里以内であつたことを考えるならば、急に、急速にラジオが普及していったかがわかる。こうして、ラジオ事業は順調に軌道にのりつつあつたが、地方においては未だ聴取が不

東京、大阪、名古屋 3局開局当時の放送時刻

東京放送局

(大正13年10月18日設立申請当時)

放送時間	放送事項
9:00-10:00	各取引所取引相場並びに時事の通報
11:15-13:00	各種講演
13:00-15:00	各取引所取引相場並びに時事の通報
19:00-21:00	天気予報、各種講演又は、音楽、講談、落語等

12:00、21:00には時報

日曜祭日及一般休日には午前、午後、及夜間共学術講演、講談、音楽、園芸等家庭に必要な事項及娯楽に属するものを主とす

大阪放送局

(大正13年11月1日設立申請当時)

放送時間	放送事項
9:00-10:30	商況・時事・気象
11:00-11:30	同上
12:05-12:35	音楽
13:30-15:00	商況・時事・気象
15:30-16:00	商況・時事・気象・時報
19:00-21:00	宮廷録事、音楽、講演、時報、公知宣伝、童謡、童話等
日曜祝祭日	
10:00-11:00	宮廷録事、音楽、時事、説教、気象、公知宣伝、時報
14:00-16:00	講演、音楽、時事
19:30-21:30	時事、説教、音楽、童謡、講演

名古屋放送局
(大正13年12月10日設立申請当時)

放送時間	放送事項
9:00-1100	各取引所取引相場、時事の通報
12:00-13:00	各種講演、音楽
13:30-14:30	各取引所取引相場、時事の通報、天気予報
19:00-21:00	各種講演、音楽、購読

12:00、21:00に時報

日曜祭日及一般休日には午前、午後、及夜間共学術講演、講談、音楽、園芸等家庭に必要な事項及娯楽に属するものを主とす

出典 「東京、大阪、名古屋三局設立当時の放送時刻」、前掲『日本放送協会史』170頁より作成

可能であった。そこで、地方局新設の為には、之までのような三局並立体制を一元体制へと移行し、財務基盤の充実、組織の充実が急務とされた。大正十五年（一九二六）八月六日、社団法人日本放送協会が設立された。同日に、逓信大臣安達謙蔵より設立許可書と命令書が交付された。命令書は、全十四条からなり、特に第一条では、設立許可日より五年以内に大体内地でのラジオ放送が可能となるようにするよう記載されていた。²⁸⁾

その計画によれば、五カ年計画で本部を東京市におき、支部を、関東、東海、関西、中国、九州、北海道の七支部体制を目指す事としていた。まず放送局数は、大正一五年度に六局から、昭和五年度には一二局体制へと倍加し、聴取加入数三六万から一〇八万へと三倍へ増やす計画であった。²⁹⁾

こうしたラジオ放送体制の急速な構築によつて、日本国民が時を同じくして同じ情報を共有することができるという事は前代未聞の出来事であった。そして各放送局の中継体制がととのい、情報交流が可能になるということは、都市も農村も文化水準の均等を図る事が可能となるということであった。

事実、ラジオ放送の理念はまさにそこにあり、東京放送局総裁となつ

た後藤新平は開局の挨拶で以下の放送の意義についてのべている。

さて諸君、放送事業の職能は少くも之を四つの方面から考察する事が出来ます。

第一は文化の機会均等であります。

従来各種の報道機関や娯楽慰安の設備は、都会と地方とに多大な懸隔がありました。御主人は外に於て諸種の文化的利益を享けつつある間に、家にあるものは文明の落伍者たる場合があります。或る階級の者が受くる便益を他の階級の者が受けざる場合も亦無きにしも非ず。然るに我がラヂオは、都鄙と老幼男女と各階級相互との障壁区別を徹して、恰も空気と光線との如く、あらゆる物に向つて其の電波の恩を均等に且つ普遍的に提供するものであります。

第二は 家庭生活の革新と申しませうか。

従来の家庭なるものは、往々にして単に寝る処か単に食事する場所なるかの如くに考へられてゐたのでありますが、かかるが故に慰安娯楽の途は、之を家庭の外に求むるのが常でありました。今や、電波の放送に依りて家庭を無常の楽園となし、ラヂオの機械を囲むで所謂一家団欒家庭生活の真趣味を味はへる事が出来るではありませんか。

第三は 教育の社会化であります

放送の聴取者は、今後数年を出でずして、幾万幾数十万に達するでありませう。斯くの如き大多数の民衆に対して、而も家庭娯楽の団欒裡にある人に向つて、眼よりせずして耳より日々各種の学習知識を注入し国民の常識を培養発達せしむる事は、従来の教育機関に一大進歩を与ふる所でありまして、従つて其の効果の顕著なるは、限られたる講堂教育の到底企て及ぶ所ではありません。

第四は 経済機能の敏活といふ事であります

海外経済事情は勿論、株式、生糸、米穀、其他の重要商品取引市況が、最大速力を以て関係者に報導せらるる事に依つて、一般取引の状態が益々活発に運動する事は申す迄もありません。従来の有線電信、電話時代の経済機能に對して、ラヂオは正に一大革新を与ふるものであります。⁽⁶⁾

後藤はラヂオ放送を通じて、都市と地方の情報格差の是正、情報取得の機会均等、教育機会の増大、経済の活性化を図り国力の増強をなすことを期待した。このような考え方は、当時ラヂオ放送を推進した人々の共通認識であり、『日本放送協会史』において、「即ち東京大阪等政治経済中心地域の高度文化資材の低位文化地域への流出、地方の特殊文化、例えば郷土演芸、農村俚謡等都会地への紹介等都鄙を通ずる全国的な文化交流が漸く頻繁となり、茲に於

て始めて、放送資料蒐集範囲を超えて全国に求むると共に常に最優秀番組を全国に送る」とラジオの効能について触れている。⁽⁶²⁾ 黒田は、これら識者はラジオの空間超越性に注目し、都市と農村の文化格差是正に期待をかけたと評価している。⁽⁶³⁾ 事実、当時の論調を総括すれば、ラジオに娯楽性を見出しつつも、健全であり、教育的であるべきであるという一種の「教養主義」といえるものであった。

二 ラジオ体操の普及にみる健民政策の推進

1・簡易保険事業の一環としてのラジオ体操

(1) 簡易保険創設後の普及経緯

先に触れたように、我が国において簡易保険事業が開始されたのは大正五年（一九一六）である。簡易保険事業の主たる対象は、いわゆる低中所得者層であり、医療が十分にうけることができない層であった。国民の健康状態の向上を目指し国力増進を図ろうとしていた政府は、生命保険の導入による保険思想の普及をねらって簡易保険事業を官営にて行うこととした。⁽⁶⁴⁾

こうして官営簡易保険としてはじまった、わが国の簡易保険事業の滑りだしは決して順調とはかりはいえなかった。事実、逓信省においても、低中所得者に生命保険の理解を得る事はたやすいものではないという認識に立っていた。

以下は、大正五年（一九一六年）五月、地方長官會議に於いて箕浦通信大臣の訓示である。其の中で、箕浦は保険思想の普及の困難さを述べている。

（略）多数下者の地位に対し緩和救済の法を講ずるは目下の情勢において頗る急務たるを疑はず、簡易生命保険は即ちこれが一端に資するものにして、単に利用者に対し将来に於る経済上の保障を与ふるのみならず、其の実行の間、知らず識らず貯蓄の良習に慣れかつ克己自制の念を養はしむるに於て、其の効果大なるものあるを信ず。（中略）簡易保険の趣旨たる、前述の如く社会改良及び下級者生活状態の改善にあるが故に、其の経営は通信官署主として之に任ずると雖も、直接民政の衝に当らるる各位は勿論、広く教化済世の任にある者の後援に俟たざるべからずもの甚だ多し。就中中級社会に保険思想を普及せしむることの如きは其の主たるものにして、生活余財の乏しきものを導いて生命保険の如き恒久にしてかつ秩序ある制度の利用に向はしむること必ずしも容易なりとせず。⁶⁵

と、簡易保険の生命保険機能のみならず、貯蓄性にも言及した。そしてその優位性を指摘した上で、箕浦は、簡易保険の導入により社会改良・低所得者の生活状態改善の必要性を急務としたが、其の思想普及の困難さを指摘した。

ともあれ、簡易生命保険制度が本格導入された。競合業種である生命保険業界は、簡易保険導入後数年は「新契約件数は鈍化」したが、先に触れた様に、保険金額の棲み分けが徹底されていたので、通信省簡易保険局と生命保険業界の両者におけるトラブルはなかった。むしろ、同じ生命保険を扱う者として協力関係にあったと当時の事につい

て触れている。⁽⁶⁶⁾

逋信省簡易保険局においても、簡易保険普及のための宣伝活動が繰り広げられる。第一の方法として、「赤裸々に、人世の無常を説き」⁽⁶⁷⁾ 将来を見据えて、貯蓄、生命保険を持ちいて備える事の重要性を人々に植付けることに努めたようである。大正八・九年（一九一九・一九二〇）頃には宣伝方針を変更し、人生を肯定的にとらえ、幸福な人生を歩むために保険加入を勧めるというもので、当時の標語としては「渡しに船、人生保険」「安心と幸福」などが挙げられる。また、大正八年（一九一九）に大阪で行われた生活改造博覧会にも簡易保険の展示が行われた。⁽⁶⁸⁾

その後、大正年間を進むにつれ、保険加入を「社会奉仕の手段」「相互扶助」「共存共栄」という概念が形成されていった。さらに、関東大震災発生後の復興運動が盛んとなり、之とあいまって「勤儉貯蓄」⁽⁶⁹⁾ 運動が官民挙げて行われる中、簡易保険の貯蓄性が注目されるようになっていく。⁽⁷⁰⁾

（２）簡易保険とラジオ体操

簡易保険は、創設後順調に保険契約数をのばしていった。大正五年（一九一六）二六万六九五四件であったのが、五年後の大正一〇年（千九百二十一年）には一一五万七九二二件を数えた。⁽⁷¹⁾ しかしながら、その普及の範囲は、決して満足の行く水準にはなかった。

そこで、簡易保険のさらなる普及の起爆剤となるべく考案されたのがラジオ体操である。なぜラジオ体操に逋信省が着目したのかは以下のとおりである。

簡易保険局に於ては生命保険の公共的性質と、その被保険者の大多数が所謂中産階級以下に属し且つその健康状態が一般に不良なる事実に鑑み、その健康の保持並びに増進に努むることが被保険者の幸福を増進する上に於いて肝要なるのみならず、一面に於いて簡易保険事業そのものの健全なる発達に資する所以であるとの見地から、事業創始の当初より被保険者の健康維持並びに増進の為に特別な努力を払ひ、健康相談所の設置、巡回健康相談の施行、保健印刷物の頒布並びに結核予防運動の助成等各方面に亘つて著しき活動を続け來つたのであるが、特に昭和三年は国を挙げて祝福慶賀し奉るべき御大礼の記念奉ると共に、この時期を画して、被保険者並びに一般国民の健康状態改善を促し、その幸福を増進せんとする奉仕的施設に就いて種種考究の結果、(一)健康増進を目標とする家庭生活の改善に関する懸賞論文を募集し、その当選論文を刊行し広く各家庭に頒布して家庭生活の改善に資すると共に、(二)時世の要求を洞察して国民保健体操を創始しこれが実行を奨励し以て国民の元氣作興の原動力たらしめんとする二大施設を実施したのである。⁽⁷⁾

と、被保険者の健康増進が、簡易保険事業の収益性を改善し、且つ国民資質の向上を見込むことが出来るとした上で、簡易保険事業は単に生命保険事業にとどまらず、健康増進、病氣予防の為の啓蒙活動にも重点を置いていた事がわかる。そして其の啓蒙活動は、同時に簡易保険事業の格好の広告媒体としての機能も期待され、生命保険事業の活性化による税収増をも期待されたといえる。

右記の『通信事業史』からの引用にあるように、ラジオ体操というのは当時、国民保健体操と呼称されていた。そ

こでまずラジオ体操がどういった経緯で作られたのかをみていくこととする。

ラジオ体操は、もともと米国で考案されたものをモデルとしている。米国メトロポリタン生命保険会社の自社生命保険加入者向けの「Setting up exercise」という体操放送を開始し、好評を得たことから広く普及したことから我が国においても導入された。

実は、我が国においては昭和三年（一九二八）一月一日のラジオ体操開始前に、同年の八月一日から日曜日を除いて大阪中央放送局でラジオ体操放送をしていた。黒田前掲書によれば「大阪中央放送局が大阪府学務部体育課と協力して、すでにあつた徒手体操のなかから一〇種類を選び、三種類ずつ一週間くりかえし、最終週に全種類を復習するという形で行われたという。午前六時、起床ラッパが演奏され、それに続いて大阪府体育主事・甲佐知定をはじめ、大阪府下の中学校・高等女学校の女子教員二人を含む一〇人の体育教員達が交代でマイクの前で号令をかけた。この体操は、スタジオに生徒数人を入れ、彼等に号令をかけ体操を行い、それを放送したが、伴奏がなかったため指導員の号令だけが流れたという⁷⁵⁾とある。また、黒田によれば東京放送局においても、同年八月一日、午前六時四五分からラジオ体操を放送し、東京市教育局視学藤本清が考案し、指導した⁷⁶⁾。このように、大阪・東京両放送局の試みは十分なものではなかったとはいえ、ラジオを通じて、国民増進の一翼を担う体操を放送するという考えが、ラジオ放送初期からあつたという点では注目に値すると思われる。

本格的に我が国でラジオ体操構想が動き出すのは、先に触れたように、昭和天皇御大礼記念に、逓信省簡易保険局が「何か大きな国民的事業を起こしたい⁷⁷⁾」と企図したことである。其のねらいは、先にも少し触れたが、被保険者を通じて国民の健康状態の改善を促す事であつた。

簡易保険局においては、既に大正一二年（一九二三）の時点で、ラジオによる体操指導に注目していたが、日本に

おいてラジオ放送の基盤が整っていない事から具体化することはなかった。⁽⁷⁶⁾

暫くの間、ラジオ体操を推進する動きはなく、昭和三年（一九二八）にはいり、五月二四日に逓信省簡易保険局、日本生命保険協会、日本放送協会が会合をもち、ここにラジオ体操導入が本格的に推進される事となる。主要な委員は次のとおりである。文部省体育研究所・北豊吉を委員長とし、東京高等師範学校教授・文部省所管体育研究所技師・大谷武一、東京高等師範学校助教授・森悌次郎、東京女子高等師範学校教授・三浦ヒロ、東京府視学・森秀、京都市視学藤本光清、国民体操研究所長・松元瑞穂であり体操そのものの考案を委属した。⁽⁷⁷⁾

その考案の基本方針は、老若男女を問わずだれでも、どこでもできること。リズムに合わせて、愉快に出来るもの。器械を用いなくて簡単に出来るもの等が挙げられた。⁽⁷⁸⁾ この方針からも国民が気軽にかつ楽しみながら体操し、もって健康増進をはかることができるように企図された事は明白であろう。話しを考案委員に戻す。前述の文部省関係者の外には、逓信省簡易保険局規定課長・生田武夫、同局業務課長・稲熊貞治、太陽生命医長・武田六郎、福德生命東京支店長・岩切英三といった、官民複合の委員会が構成された。⁽⁷⁹⁾

その後、幾度か会合をもち、九月一二日に体操を関係者に披露した。そして承認をえて、一〇月二九日は、新聞記者を集めて記者会見と実演が行われた。⁽⁸⁰⁾ こうして一月一日より、ラジオ体操がラジオ放送されることとなった。

ラジオ体操といっても、導入当初のラジオ加入者は昭和三年末（一九二八）時点で約五六万五〇〇〇程度であった。⁽⁸¹⁾ また、全国放送網も整備途中であり、とても全国にラジオ体操を普及せしめるには至らなかった。しかしながら、逓信省簡易保険局を中心として推進したラジオ体操は、郵便局という全国規模のネットワークがあった。昭和三年末時点で郵便局数は実に九三九三であった。⁽⁸²⁾ 簡易保険局は、各通信局にラジオ体操に関する各種通達をだし、普及促進を命じた。また、大谷武一等ラジオ体操考案委員は、全国各地でラジオ体操実演会を開催した。またこの当時では、ラ

ジオ体操という形では紹介されておらず、「国民保健体操」と紹介されていた。尚、名古屋においても実演会は開催され、第一回は昭和三年（一九二八）十二月十五日に行われた。当時の名古屋通信局保険課長弓木幹夫は、実演会の様子について以下のように触れている。

当日は多数の一般人を集める目的で、学生とか年少者は初めから断る事にしておきましたから、入場者は皆熱心な大人ばかりでありまして、時は寒い、忙しい十二月一五日午後一時というのに、定刻前既に千人以上に達し、間もなく二千余の聴衆で満員となり、県立第一高女（現・愛知県立明和高校）の講堂は演壇の周囲すら一步の余地のない程の盛観を呈したのであります。閉会の挨拶と体育に関する講演に続いて大谷技師の体操と模範実演、それから中学校男女教師二十六名の実演、名古屋新小学校男女児童二十二名の実演が次から次へとピアノの伴奏に連れて初めて此体操が大衆に紹介されて参る其時のシーンとした場内で併かも珍しげに熱心に見詰める大衆の緊張した模様と、真に立錐の余地ない会場でちっつとの情景を見て居られた当時の稲熊書記官と、指導並に実演の方々の真剣さにて於て私は異常な激励を受け将来に対する普及奨励方針と施設の上に大なる何物かを捕へ得たのであります。⁸³

と、まるで先に触れた、ラジオ放送実験⁸⁴を彷彿させるような状況となった。当時の学校の講堂の大きさを知る由もないが、学校の講堂に二〇〇〇人と言えばいかに人が集まったかが想像できよう。大谷は、ラジオ体操にはあえて「八イカラ」な要素をとり入れ、指導時の服装を「ワイシャツ」を腕まくりにし「ネクタイ」は蝶々結びとしたことから

も、大衆に西洋的な、つまり国民一般に先進的なものであるとのイメージを植え付ける意図がみてとれる。⁽⁸⁵⁾ そこには、明治維新以来の西洋文化の導入をめざし、欧米列国に追いつけ追い越せの気風が未だ残る日本国民の姿がみてとれる。そこには欧米人対して劣る体格の差を少しでも埋めるため、健康増進、体力増進を推進しようとする思惑がみてとれる。次項で、ラジオ体操の日本国民への普及拡大を検討していきたい。

2・西欧諸国への劣等感とラジオ体操

ラジオ放送が軌道にのると共に、各地でラジオ体操普及を目的とする講演会が各地で行われ、急速にひろまっていた。その代表的なものとしては、学校教育、ラジオ体操の会があげられるが順をおって検討していく。

ラジオ体操は、日本国民が体を鍛えるという気風が足りない点を補い、体位の向上をめざすものであることは先に触れた。しかし、此頃の識者の意見を見てみると、単純に身体を鍛える事の重要性ばかりが説かれていたわけではない。中でも欧米諸国に対する劣等感の克服のためにラジオ体操が奨励されていた傾向がみてとれる。

昭和五年（一九三〇）に簡易保険局が、ラジオ体操についての識者の各種講演を集めた『国民保健体操講演集』⁽⁸⁶⁾のなかでの意見をいくつか紹介すると共に検討していく事とする。

札幌市立体育所長で、陸軍歩兵大佐の小倉春之助も「我が国民は残念ながらもまだ体格に於いて外国に劣っているのであります。」と徴兵検査で徐々に壮丁体位の悪化のきざしがみえるとしたうえで「国民の体格の良否は国家の盛衰に關係」するとした。其の為には、体格が優れている米国のように社会教育を、特に社会体育を奨励する必要がある

としている。又、米国ではラジオ体操が盛んであるとも述べている。小倉は、ラジオ体操の簡易性に着目し、家に居ても、いつでも、相手がいなくても一人で、できる体操であり、時間もかからずにできるものであると説いている。更に、ラジオ放送に合わせて体操を行えば、自分ひとりだけではなく、大勢の他の人も同じ時間に同じ体操をすることからラジオ体操はいままでにない新機軸であるとしている⁽⁸⁶⁾。

北海道帝国大学教授の大野清七は、日本人の体位低下について講演した。まず大野はここでも、欧米諸国つまり白人種の体位の優位について述べ、体育の充実の必要性を説いた。明治維新以降の日本と欧米列国を対比し、日本国民は能力では欧米列国に負けていないが、体格では負けていることをかさねて主張している。そして「私共は自分ながら自分等（黄色人種）の仲間の身体の劣っているのに恥ずかしいやうな気をおこすのであります。試みに世界地図を開いて御覧なさい。」とした上で、白色人種と黄色人種の分布状態を例にあげた。インドは英国、フィリピンは米國、南洋は和蘭、インドシナは仏國に支配されており、白色人種に黄色人種が領土的にも負けているとしている。そしてこの白色人種優位に対抗するために、日本国民も体格を向上させなければならぬとしている。さらに大野は、日本人の体格が悪くなった原因を、日本式の生活様式に求めた。其の中で、まず衣服の問題をあげ、「着物は、我々の身体を長いもので捲いてしまう。そうして尚幅の広い帯でぐるぐる巻き締めてしまう⁽⁸⁷⁾。」と着物の着用が身体の健全な発達の阻害要因であると示した。また着物を着用しては活発な運動ができないともしている。更には、日本においては、座る事が行儀がよいとされておられ、そのことが身体の発育にはよくないと分析している。これら日本式的生活を改善し、体格の向上のためには、大野は「一・衣服或いは住居というようなものを成るべく活動的なものにする」と、二・体育の奨励、三・空気に日光⁽⁸⁸⁾をあげている。つまり大野は、西洋諸国のような生活様式、運動の奨励、生活環境の衛生向上こそ大切であるとしている。そしてラジオ体操は「場所と時とをそう嚴格に制限しない⁽⁸⁹⁾」点にもつ

とも特徴があるとしている。

ラジオ体操の考案委員の一人である、東京高等師範学校の森悌次郎も、ラジオ体操の利点としてラジオ体操は暇さえあればできるものとしてその利点を強調している。そして野球やテニスといったスポーツも確かに体格向上に効果はあるものの少なくとも一時間は必要であることを指摘した。さらには「朝起きた時、それから夕方、就寝前、仕事をする前と後」と具体的に運動の効果の高い時をのべ、同時に体操をする環境に就いても「出来るだけ清潔にして置いて風通しのよい所、薄暗い地下室」ではしないようにし、服装もまた、軽装で動きやすいものにすることを奨励している。

宮城県体育主事の佐藤義江に至っては、ラジオ体操の経済性に就いて次のように指摘している。「(略) テニスをやった事もありますが、之も非常によい運動であります。しかしながら経済上の壓迫を蒙ります。考へて見ますれば、此ラジオ体操は何等の経済上の壓迫はないのです。」と、「ここでも西洋からはいつてきたテニスを引き合いに出して、ラジオ体操の優位性について述べている様にもみてとれる。

この講演集には外にも、各地の教育関係者や医療関係者の講演がおさめられている。其の中には、ひとしく日本国民の体位の劣等性があげられ、体格向上のため、健康増進の必要性を説いているものばかりである。黒田によればラジオ体操導入以前の、従来の健康法とは、多くは薬を使用するいわゆる人間の有する自然治癒力を増幅させるというものであり、「之に対しラジオ体操は、文明の進歩に従った科学的合理的な健康法であり、かつ健康を純粹に身体そのものの問題ととらえ、身体を訓練する事によって健康が達成されると考えた点で、他の多くの健康法と異なっていた」と分析している。

この文明の進歩により導入されたラジオ体操の普及による、国民の体力向上こそ、国力の増大につながり、ひいて

は欧米諸国に比する事が出来るといふ考え方に、当時の国際政治の常識、つまるところ弱肉強食、適者生存の論理がその根底にある。ラジオ体操の普及にも当然、この概念はあり、大阪毎日新聞社顧問の木下東作は次のように述べている。

世界のAクラスの国の中、A一、A二、A三、A四、A五の五つの五大帝國とするならば日本もAクラス国として其の中に入っているではありませんが、国民に果たして其の国を支持するだけの實力があるや否や疑問であります。世界大戦の時に於ても國家の基礎は國民の身体であると云ふ感がありました。またスポーツの盛んな国ほど立派に國を樹て居ります。欧州大戦前には、フットボール、テニス、陸上競技を盛んにやっていました。

暇さえあれば各人が之等の運動をやっていました。其の結果大戦の時に夫等の人々が挙つて鉄砲を持つて戦場に向ひ英國の志願兵は非常な勢いで大戦に名をなしましたが、之は日頃からりませんが戦後体育については相当奨励して居ります。亜米利加は大戦後非常に運動方面に尽力し、オリムピック競技では常に優勝國としてその名を誇つて居ります。従つて、世界のA一、A二の國はこの何れかの國であると言はれるのであります。次に仏蘭西も立派なスポーツの國であります。仏蘭西は戦捷後國民体育の向上を図るために國民体育委員會を組織し、その委員會が各州における体育を保護奨励しそれを中央に集めて國民体育の統一を図ると云ふ最も有力な体育委員會なるものをつくつております。⁽⁹⁴⁾

と第一次世界大戦の戦勝國の体育に関する取り組みを取り上げて、体育の充実している国だからこそ戦争に勝ち、國

際社会の中で高い地位を有しているのであるとした。更には敗戦国独逸についても触れて、都会にはいくつものスタジアムが整備されており、市民がスポーツをする環境が整備されている事を強調している。さらに木下は、B・Cフランスの国でさえも盛んに体育を行っていると延べている。スエーデンでの例をあげて、「スエーデン人は体操を熱心に行った結果、その体操が国内に徹底して夫れから五・六年経つとスエーデン人は、体操だけでは飽き足らず他のスポーツをするやうになつた」と紹介している。すなわち日本においても、ラジオ体操の普及によつて、国民がスポーツに取り組むようなり、国民健康増進が進むという流れを作つていくべきであると木下は述べているのである。

つまり木下に代表される当時の識者達は、国家の強さと国民の身体を関連付けることによつて、欧米諸国と対比し、日本における体育の向上による国民健康増進を唱えるという論理がみてとれる。興味深い事は、究極的には、帝国主義諸国との競争に打ち勝つという国家目標があつたのかもしれないが、識者達が、国民にラジオ体操の必要性を論じる場合、まず個人の生活向上、健康向上という観点から論じていた点である。極論になるかもしれないが、「身体＝資本」という考え方である。つまり簡易保険局をはじめとする、ラジオ体操を強力に推進した意図としては、根底には欧米列強に打ち勝つ国民が必要ではあるものの、国民が自主的に自己の健康に関心をもち、体育にとりくむよう誘導を図つたと考えるのが妥当ではなからうか。なぜなら次項で論じるように、ラジオ体操は、学校教育、職場での取り組みといった国民生活の隅々まで浸透し、国民自ら進んでラジオ体操に取り組むようになるからである。

3・ラジオ体操による健民政策の推進

(1) 学校教育とラジオ体操

ここでは、学校教育にどのようにラジオが取り入れられ、またラジオ体操の実施後、子供がどのような形でラジオ体操を受け入れていくのかについて考察する。学校放送とは、講演放送を母体として発達したものであり、教養放送から派生したものであるとされている。⁽⁹⁶⁾当初ラジオ放送が開始された頃は、名士、学者といった著名人が講演をしたことが其の嚆矢とされる。ラジオ導入の理由の一つとして、先述した文化の機会の均等というものがある。大正一四年(一九二五)五月、ラジオ放送開始一カ月後には「宗教講座」「家庭講座」を新設し、七月の本放送開始時には「子供の時間」を独立させ、「文芸講座」「趣味講座」「通俗科学講座」「英語講座」等を順次開講した。このように各種講座を設けるも、当時のラジオ放送に関する認識は「慰安娯楽物視」されており、教養放送の比重は低いものであった。⁽⁹⁷⁾

昭和三年(一九二八)の昭和天皇即位大礼を記念にラジオ放送を「国家的教化機関」として教養放送の質の大幅な強化が行われた。昭和四年(一九二九)二月には、教養番組の諮問機関である「教養放送諮問委員会」を組織した。⁽⁹⁸⁾

そして、教養放送を目的とする第二放送の開始をもって質的充実を図った。満州事变勃発を契機に、政治、国際経済等、時事問題を扱う番組も開設された。このねらいとしては、国民に対して、国家を取り巻く情勢を認識させ、徐々に戦時体制へと移行していく中での協力体制を構築する上での世論形成を容易にするものであると推察される。現代ではテレビや、インターネットといったマスメディアの役割を当時の最新鋭のメディアたるラジオがその役割を果たした事は想像に難くない。事実、日本放送協会も「支那事变勃発以来講演放送が国民に時局認識を深らしめ、物心両

方面に於ける、総動員体制を整へしめる為に、その迅速性と大衆性とを利用して如何に大なる役割を果たしつつあるかは今更ここに説明の要なきところである。」と評価している。

この他には、農村向け番組、青年向け番組、料理番組、子供番組と各種講座が開講され、昭和一〇年（一九三五）前後の頃には相当な充実振りをみていた。従ってラジオ放送開始後、数年で国民にとつて、ラジオを聴取することは珍しくなくなっており、教養知識の吸収の手段としてのラジオが定着していたといえる。

そして学校放送である。わが国において正式に学校放送が開始されたのは昭和一〇年（一九三五）四月からである。しかし、学校教育にラジオ体操が登場するのは、もう少し前の昭和七年（一九三二）に教科書に掲載された事である。

「ラジオ」

一・朝のラジオが申します。

「皆さんおはようございます」

さあ始まつた、ラジオの体操。

みんなでやりませう。

元気にやりませう。

二・晩のラジオが申します

「皆さんお待ちどほでした。」

さあ、始まった、子供の時間。

みんなで聞きましょう。

楽しく聞きましょう。^(聴)

このように、ラジオ放送開始後三年後には、教科書にまで登場し、ラジオ徴取の奨励と、朝はラジオ体操という概念を子供に教育していた事がうかがえる。

話しを学校放送に戻したい。昭和一〇年（一九三五）四月一五日より学校放送を開始したが、その番組表は以下のとおりである。

四月十五日（月）

ラジオ体操（午前七時五十分より一〇分）

朝礼の時間（午前八時より一〇分）

国歌「君が代」 女子放送合唱団

訓話 文部大臣 松田源治

尋一・二の時間（午前一一時より一〇分）

唱歌

学校放送受信施設普及状況

所轄局	小学校数	昭和13年末ラジオ施設小学校	昭和10年3月末ラジオ小学校数
直轄	6392	4818 (75.5)	1573 (24.1)
大阪	4367	2964 (68.0)	1025 (23.3)
名古屋	3081	2303 (74.6)	866 (21.1)
広島	3810	1745 (62.1)	434 (15.4)
熊本	3575	1976 (55.4)	438 (12.3)
仙台	3681	2146 (58.2)	363 (9.9)
札幌	1864	1059 (56.8)	115 (6.2)
計	25771	17011 (66.2)	4814 (18.7)

() 内は%。

出典・「学校放送受信施設普及状況」『日本放送協会史』207頁

「日の丸の旗」外 学習院教授 小松耕輔

教師の時間（午後三時一〇分より三〇分）

学校放送の開始に際して 東京帝大教授 春山作樹⁽¹⁰⁾

というもので、ここでも朝一番にラジオ体操が行われていた事がわかる。その後も、月曜から土曜においても午前八時五〇分から五分間はラジオ体操にあてられていた。この後に触れるラジオ放送の会とこの学校放送の開始により小学校にラジオが急速に設置されていく。

この小学校における学校放送の普及率は以下の表とおりである。

上記の表を見てわかるように、学校放送開始年たる昭和一〇年（一九三五）においては、東京、大阪、名古屋の三大都市圏において二割を超える程度で、全体としては十八・七%の普及率にとどまった。それが、わずか三年後の昭和十三年（一九三八）においては、東京、名古屋で七割を超え、大阪では七割弱、全体で六六・二%と六割強を超える普及率となった。

このように学校教育の現場にラジオ体操が導入されていくわけで

あるが、その教育目的は健康増進、体力向上の他にも、時間規律の重要性、集団規範を身に付けるという点であった。これらの着目されていた点について少し触れたい。

周知の通りラジオ体操は、朝早くに行われる。現在のラジオ体操は、午前六時半ごろから行われるが、戦前は、午前七時から通常行われ、また先に触れたように学校においては午前八時五〇分から、朝一番の行事として行われる。なぜ、早起きをしてラジオ体操なのだろうか。そこには、欧米諸国に追いつき追い越せて行動してきた、日本の姿が根底にあるのではないかと思われる。山本灌之助は「早起」の中で、朝鮮を例にとり「早起きは家を寝かせぬ心がけぬ心がけばかりでなく、また同じく国を寝かせぬ心がけである。早起きの国は栄え朝寝の国は衰へる。朝鮮は有名な朝寝国である。朝鮮の習俗のうちで最も悪しきは朝寝の習慣である。この習慣は上流の者程甚だしく下流の者は生活に余裕無きため朝寝をしたくてもできぬのである。」と朝鮮は「朝寝国」であるから劣等国であり、また支那も朝寝国であるから劣等国であると断じている。其の上でカーネギー財団で著名なカーネギーやエジソンを例にだし欧米諸国では早起きが習慣化しているとしている。⁽¹⁶⁾ 山本は、早起きを奨励し、規則正しい生活を送る事によって日本も優等国の地位を磐石なものとする事ができると考えたのであろう。

こうして、在郷軍人会、青年団などで早起き運動が行われ、小学校においても早起き運動が展開され、早起きが奨励される。そして時間規律の重要性がラジオによって日本人に認識されていく。柳田邦男が、ラジオ講座放送に際して「ラジオが設けてくれた講座時間の単位、これを普通三十分間にした事が、日本で大きな革命であった」というように、ラジオ放送によって放送時間という制限時間が生まれるようになり、時間内に物事をなすことの重要性が指摘された。そして、その時間的規律の象徴として、ラジオ体操が規則正しく健康的なものとしての象徴として日本人に受け入れられたのではなからうか。そして国民は、ニューメディアとしてのラジオの斬新さ、欧米諸国への劣等感の

克服という観点から、自ら進んでラジオ体操を行い、健康増進を図ったのではなからうか。

次に、日本全国に広まったラジオ体操の会の考察をしてみたい。

(2) ラジオ体操の会の広まりと国民生活への浸透

ラジオ体操の会の始まりは、昭和六年（一九三二）八月に東京市内約三〇〇の小学校に於いて三週間行われたのを其の嚆矢とする。この会は、東京府、東京市、簡易保険局、東京通信局、東京中央放送局、在郷軍人会、青年団連合会、少年団が主催団体として名を連ねていた。其目的は「身体を壮健にすると共に、おおい国民精神を発揚し当初は、主として小学生を対象と作興する」というものであった。⁽¹⁷⁾ この三週間に参加した延べ人員は約三五〇万にものぼった。この成功を機に翌昭和七年（一九三三）には会場数一九三三、参加延べ人員総数二五九三万二〇七七人と約六倍に急増した。さらに支那事変勃発年である昭和十二年（一九三七）には、国民精神総動員運動とあいまって、実行地域は樺太、朝鮮、台湾、満州、南洋諸島にまで広がりをみせ、全国一三六都市五〇〇余郡にのぼった。会場数は総計一六二〇〇か所にも上った。三週間の延べ参加人員は一億二二〇万七六八八人に達し驚異的な実績をあげるに至った。⁽¹⁸⁾ このようにラジオ体操参加者は急速に増大し、日本国民全体に普及したといえよう。

ところで簡易保険局はこの順調なラジオ体操の普及をさらに拡大するべく、実際にラジオ体操を行っている人々の「生の声」を伝えさらなる普及をめざすべく、昭和五年（一九三〇）と昭和十四年（一九三九）に感想文を募集する。昭和五年（一九三〇）の感想文募集の反響について次のようである。

然るに幸ひにもこの施設は（ラジオ体操のこと）一般大衆に克く受け入れられて之が継続実行者は日を追つて増
加し、只今では学校、官公署、会社、工場等に於ける団体実行者のみに就いて見るにも既に百数十万人を数ふるに
至りました。そこで創始一周年を機会に汎く一般実行者から此の体操に付いての体験談や希望を聴き、施設の改善
と周知上の参考に資せんが為に客年十一月一日「国民保健体操に就いての感想文」を募集しましたところ、各方面
の熱心な方々から続々と応募があり、本年一月末迄に三千三百四十九篇の多数に達しましたので、之等原稿全てに
互つて厳正な審査を遂げた上、三十五篇を選入とし茲に編纂したのであります。¹⁰⁾

応募数、三三四九通が多いか少ないかは評価の難しいところであるが、いづれにしても当時、ラジオ体操を行つてい
た人がどのように思つていたのかをしる貴重な材料である事には違いない。この感想文集では、子供から大人まで幅
広い年齢層の人の感想文が載せられており、感想文を読む事によりラジオ体操が老若男女立場を問わず行つた価値のあ
るものとして読者に訴える意図が見てとれる。

以下にいくつか紹介したい。まず新潟県の小学四年生の男子が書いた感想文である。

家庭ダンス

私は今年十一歳になった小学生であります。〔中略〕先生から始めて国民保健体操のお話を聞きました。先生の

言はるるにはこの体操は一名ラジオ体操と申すもので、大人でも子供でも又老人でも女でも出来る、ごく簡単な体操で、しかも身体の為は大へんよろしいものだとのことでした。私はこれを聞く前、前のお父さんが私達のまだ起きぬうすぐらい内に庭にでて、お一、二、三、四、五、六、七、八をくりかえしくりかえし云ふのを聞きました。それがたしかラジオ体操なのだと思ひました。それで私は次の朝お父さんよりも先に起きて待つて居ました。お父さんはいつものやうに此の朝も庭にでてお一、二、を始めようとしたので、私はお父さんになにするの？僕あててみませうか？ソレはラジオ体操でせう、僕昨日先生から聞いたから知つてゐるよ。今日から僕も一しよにやりますよ。と云ひましたら父さんは大変よろこんで、それはよいことに気がついた。此の体操をするとお父さんのやうに身体が丈夫になるよ。サアーそれではいつしよにやりませうと、それから毎日お父さんとときやうさうするやうに早く起き庭に出て、一しよにやりました。つぎの朝には妹の睦子も弟の日出夫も起きて来てなかまに、はいるやうになりました。この体操をやらぬ前はあまりお飯も、おいしくないので私も妹もお菓子ばかりほしがりお母さんを困らせていましたが、この頃はお飯も大へんおいしいので、お菓子など、そんなにいただかなくなりました。く中略くお父さんは家の中でちくおんきをかけて体操に合わせるやうにしましたら、妹や弟はひじやうによるこび、おおはしやぎになつて、やつております。この頃はお母さんも時々なかまいりをしますので、お父さんは家庭ダンスのやつだと申しております。私達はいつまでもいつまでもこの体操をやめずに、家内じゅうのたのしみとするばかりではなく、友達や親類の人たちにも、おすすめしたいと思つております。¹⁰

右記を読んでわかるように、ラジオ体操が家庭なかでも嬉々として行われていた事がみてとれる。なかでも子供達にとつてラジオ体操はたのしみであるものであつたことは興味深い。もつとも、感想文集に掲載されているこの作文

は簡易保険局の思惑に合致されていたからこそ掲載されたのであることを忘れてはならない。ただし、この感想文に見て取れるように、家族のあるべき姿、いわばモデルケースとしての家庭像が右記作文からみてとれる。

このように、簡易保険局主導のもとに、健康増進、体力向上が推進されたが、学校を媒介にラジオ体操が普及し、これに積極的に取り組む子供を通じて、国民自ら能動的に取り組むという、国家にとつての好循環がうまれたのではなからうか。

ともあれ、ラジオ体操を通じて、子供達が規律的な規則正しい生活を行い、健康増進するという事実は、大人たちにも歓迎されるべきものであつた事は想像に難くない。例えば、河村民子の感想文の中で、「規律的生活」一日中の行事がラジオ体操に始まつてラジオ体操に終わると云ふ行動に律せられまして其間に於ける諸作業が余程規律的に履まれるやうになりました。殊に早寝早起の実はびつたり拳がる様になりました。」とラジオ体操によつて、生活そのものが規律正しくなつたとしている。

この「早起き」「ラジオ体操」が行われると、健康増進・体力増進はもとより、物事の能率が上がり、ひいては生産力の向上につながるという考えは、ラジオ体操考案委員であつた森悌次郎も次のように指摘している。

仕事を始める前にこのラジオ体操を一度二度やりますれば、其の仕事の準備の運動となります¹⁰

また、労働者として日々同じ仕事をする中でラジオ体操を行う事により、「気分転換」の効果を見出すものもいた。新里直はその感想文のなかで

「前略」終始黙々とした仕事にたずさはり、之ぞといふ気分転換を有しない我々勤務者にとつては、その休憩時間を利用して斯る爽快な気分に入る時仕事に怠屈を起さしめないどころか愉快に元気に仕事に着手し得るエネルギーを与へて呉れるのであつて、それは単に健康を増進せしむに止まらず、仕事の能率を高める上に於いても將又英氣を養ひつて明るい人間を築き上げる点に於いても、實に見逃し得べからざる有益法である」略⁽¹¹⁾

とラジオ体操を休憩時間にするにより気分転換を図ることができ、更に仕事の能率も向上するとその効用をあげている。

女子工員である羽山重子が勤める会社でも健康増進の為にラジオ体操が行われ、他の大勢の人もそれぞれの故障が全快して只今では身体の悪いといわれるほどの人はいなくなつたとして⁽¹²⁾いる。

このように實際に、ラジオ体操開始後、健康増進が進んだ事例をうけて、簡易保険局も統計的調査を昭和四年（一九二九）六月と昭和五年（一九三〇）一月に実施された。結果は、ラジオ体操を行う事により、各器官の症状はあらゆる程度回復する。男子において効果は大である。年齢、所屬、勤務年限の違いにより効果の違いはない。二回の調査内容に整合性が認められるというものであつた。調査方法は、体操実施前にカードを配布して胃腸、消化器、月経異常等計七項目で、体操実施後どのような症状改善されたかを自己記入するというものであつた⁽¹³⁾。

これら感想文や、簡易保険局による周知により、国民の間にはラジオ体操は、楽しいものであり、健康増進につながる事が判明するにつれラジオ体操実施者は順調に増加していく事となる。

三 厚生省設置と国民保健向上をめぐる対立

1・国民体位の顕在化による陸軍の苦悩と陸軍「衛生省」案

(1) 新省設立にむけての背景（国民体位低下の顕在化）

昭和十三年（一九三八）の厚生省設置まで、内務省衛生局や社会局を中心に我が国の保健・衛生政策が行われていたことは周知の事実であるが、大正後期以降、官民挙げてラジオ体操に代表されるように健康増進、体力向上が図られた。

そもそも「厚生省」設置につながる新省設立の直接的な原因はどいつたものであるうか。

本項では、昭和十一年（一九三六）ごろからの新省設立機運が高まってきた頃を中心に論じるものとする。適宜、新省設立の背景などについてもふれていくこととしたい。

さて新省設立の促進材料として挙げられるのは昭和十一年（一九三六）年六月十九日⁽¹⁶⁾の閣議において、陸軍大臣寺内寿一が壮丁や兵士の健康状態の悪化、体位の低下を指摘したことである。その内容は徴兵検査の甲種合格率が低下の一途をたどり、このままでは、戦時兵力の確保、良質な労働者の確保が困難となり戦争遂行が危うくなるというも⁽¹⁷⁾のだった。

尚、当時の徴兵制度は、満二〇歳を徴兵適齢として、昭和二年（一九二七）法律第四七号兵役法でもって、所要数の人員が選ばれ服役する。徴兵検査の結果により以下の次のように区分する。

甲種は身長一五五センチ以上で身体強健なる者、第一乙種は、甲種に準じて現役に適する者、第二種乙種は第一種乙種に準じて兵役に適するものとされ、この三種は現役に適する区分とされた。丙種は、国民兵役に¹⁸⁾適するが現役に適さないものとされた。丁種は、身長一四五センチ未満で、身体精神に特別の異常があるものとされ、兵役に適さないものと判断し、兵役免除とされた。¹⁹⁾

尚、一例として、『第五五回日本帝國統計年鑑』昭和一一年度版によれば、昭和一〇年の徴兵検査の内訳は、甲種二九・七%、第一乙種一一・五%、第二乙種二〇・五%、丁種六・三%、戊種(判別不可能なもの)は〇・一%であった。²⁰⁾

国民体位の低下の原因としては、第一次世界大戦後の恐慌、関東大震災、世界大恐慌による長期景気低迷による経済の疲弊、産業構造の変化に伴う都市労働者の増大、農村の疲弊など数多くのものが考えられる。まずは、徴兵検査の結果から見ていくこととする。陸軍省は、先述した寺内陸相の発言をつけた年の翌昭一二年の「週報」において「国民体位の低下と徴兵検査」について発表した。以下その内容によって、当時の現状をみていきたい。昭和元年から昭和一〇年までの、徴兵検査における各都道府県別の不合格者(丙・丁種、以下小論では「不合格者」とする。)の平均値が一〇〇〇人中四〇〇〇人を超えるもの(以下、一分類)、三五〇人超四〇〇人以下(以下、二分類)、三五〇人以下(以下三分類)の三区分してみると次のとおりである。まず、三分類であるのは秋田、宮城、福島、千葉、静岡、滋賀、三重、鳥取、島根、熊本、宮崎、長崎の一二県であり、青森、東京、茨城、埼玉、福井、石川、大阪、広島、香取、山形、山梨、神奈川、岡山、徳島、愛媛、大分の七県は一分類へと悪化し、

国民体位の低下は速度をあげて悪化の一途をたどっていた。⁽²⁾

次に、不合格者の主たる原因であるが、筋骨薄弱はもちろんのこと、結核性疾患、視力障害、外傷性不具、短尺等があげられている。

以下に、他の背景として問題視されていた結核・花柳病（以下、性病）について当時の状況を簡単に触れることとする。

結核については、昭和十一年（一九三六）当時には、既に、大正八年（一九一九年）三月に結核予防法を制定し、その内容は、一・結核菌に汚染した家屋物件の消毒、二・学校・病院等公衆施設に痰壺の設置その他必要な施設整備、三・人口五万以上の市又は、特に認める地方公共団体に対し結核療養所の設置を命ずること、四・結核を伝染させる恐れのある患者で療養の途のないものを療養所に入所せしめること、五・地方公共団体および公益法人の結核療養所に対し国庫補助を行うこと、六・従業禁止又は命令入所によつて生活できないものに対してその生活費を補給すること等規定し、国は対策に乗り出していた。

その他に、長崎・広島などに、療養所を設置したものの、当時は、患者を隔離して結核の蔓延を防ぐといった大気安静療養法がとられていた。これは結核医療の未熟さから、結核予防には初感染発病の防止以外には具体的方策を見出せないままであったことに起因している。⁽³⁾ 昭和十一年当時結核患者数一二〇万人、死亡者数は、年一四万人を超えていたことから、当時の国民体位の低下、健康状態の悪化の一端をみてとれる。⁽⁴⁾

次に、性病についてふれたい。我が国の近代性病対策は、明治の初期より行われてきた。売春業者や、蜜淫、売淫の各種取締⁽⁵⁾を行い、その対策を推進していたが、性病罹患者は無視できない数が存在した。その対策として、大正十五年に法案が成立した。

性病の温床となるのはいうまでもなく娼妓が第一感染源であり、その後の性交渉により鼠算式でその感染者数を増大させる。昭和一〇年時点において、国の許可をつけた遊郭数は四一であり、娼妓が平均して一日あたり稼動する人員数は、四万三七〇九人であり、年間述健康診断受診者数は二六四万五三七四人であった。そのうち何らかの病気に感染しているものと判断されたものは、五万四八二一人にもなる。五万四千八百二十一人人の内訳は梅毒三四七九人、淋病二万四七五一人、軟下疳一万五七一八人、剥脱三六七四人、伝染性皮膚病一三〇人、結核性疾患二二人、トラホーム七八五人、その他六二七七人である。娼妓に限っても、五万を超える罹患者を出していることから、成人男性の性病感染も相当なものであったことは想像に難くない。

以上、不合格者の二大原因についてふれた。一方、産業構造の変化に伴う、都市労働者の増大が体位低下にあたえた背景について考察したい。

『週報』によれば、昭和一一年度の徴兵検査の受験者、六〇余万人の調査によれば、都市に生まれ都市に育ったものの、千人中の不合格者は四一〇人であるが、田舎に育ったものは、三二〇人と、一〇〇人もの差がある。又、田舎に生まれても都市に移住したものは三八〇人程度なり、都市生活が壮丁の体格に悪影響を与えていたのは一定の事実のようである。⁽¹⁸⁾

次頁の表一は、都市の規模別・都市生活者と田舎生活者の徴兵検査の結果についてまとめたものである。

なかでも注目したいのは、七〇万規模の都市生活者と、田舎で育ったものでは、甲種合格者、丙丁種（不合格者）の割合が一〇ポイント逆転していることが裏づけられよう。壮丁全体の中で、都市生活者は約二・五％であるが、その四割が兵力としてあてに出来ない状況は陸軍にとって頭の痛い問題であった。

表二は東京・大阪の丙丁種つまり不合格者の職業別にまとめたものである。次頁の図を見ると、職業そのものが不

表一 徴兵検査の結果における都市と田舎生活者における差異

都市別壮丁体格表			
	壮丁数 (%)	甲種 (%)	丙丁種 (%)
都市 (70万以上規模)	10.32	23.34	40.48
都市 (15～30万規模)	2.24	20.35	40.68
田舎に育った者	77.85	34.56	31.52
都会 田舎 1	0.30	28.49	41.33
田舎 都会 2	9.29	21.82	38.49

出典「徴兵検査より見たる壮丁体格の現状」『週報』第33号、昭和12年6月2日・『戦史叢書 陸軍軍戦備』を参考に作成。

1 都市から田舎へ移住した者

2 田舎より都市へ移住した者

昭和11年調べ。受験壮丁数632,866人

尚、学生についても記載があり、都市・田舎生活者においても不合格率がかつても多く、50%以上であり、東京・大阪の学生に至っては60%を超えていた。昭和期にはいり、高等教育を受ける学生数は年次増加しており、無視できない問題になりつつあった。

表二 東京・大阪における丙丁種該当者とその職業別

	都市出身者		田舎出身者		田舎 都市移住	
	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
農 業	49.34	39.8	38.08	26.18	41.34	45.39
職 工 職 人	50.96	44.09	46.25	40.67	47.71	45.03
店 員	49.09	37.19	34.86	39.54	46.50	35.14
俸給生活者	48.27	40.91	25.99	31.85	39.10	59.50
学 生	63.33	51.53	35.00	44.06	57.46	59.50
そ の 他	52.76	53.71	30.17	40.75	45.25	51.70
計	51.11	42.30	36.63	36.24	46.46	41.05

出典「徴兵検査より見たる壮丁体格の現状」『週報』第33号、昭和12年6月2日・『戦史叢書 陸軍軍戦備』を参考に作成。

合格率の上昇との因果関係も認められるが、同時に、高等教育をつける程、不合格率が高くなることもみてとれる。

学生における丙種該当者の内訳は、大学卒業者が最も多く、次が高等学校、専門学校卒業者で、中学校、小学校の順である。⁽¹⁸⁾

以上、壮丁の体格の悪化について触れた。日中戦争遂行中の軍部にとって、兵力の安定供給、兵器生産に支障がある事態は到底看過することは出来ない問題であった。

(2) 陸軍の苦悩と陸軍「衛生省案」

昭和二十一年（一九三六）六月十九日の閣議については先に少し触れたが、います少し寺内の新省設立提唱の根拠を見ておきたい。そもそも新省を設立する理由として、労働、保健、防疫、医療、体育等の事務を統制強化し衛生国策の遂行を期す為に新省のもと二元的に管理する必要があるというものであった。その根拠として国民の体重の低下、結核、視力障害の増加をあげ「壮丁体質の著しい悪化」、第一次世界大戦後イギリス・ドイツなどが衛生省を設置し国民保健向上に成功した事例をあげている。

また、寺内は現状を、衛生行政について不満足であり、衛生事務が複数省庁に分割管理されており有機的な総合性もなく、「各省割拠」を打破するために「衛生省」の設立が必要と主張した。⁽¹⁹⁾

その四日後の同月二三日、陸軍省は「再び衛生省設立の急務に就いて」という文書を発表し新省設立の重要性を説いた。

当時の広田内閣は、いわゆる七大国策を提唱し、その第四に国民生活の安定をあげていた。七大国策の内容は次の

とおり、一・国防の充実、二・教育の刷新改善、三・中央、地方を通ずる税制の整備、四・国民生活の安定^(イ) 災害防除対策(ロ) 保健施設の拡充(ハ) 農山漁村経済の更正振興および中小商工業の振興等、五・産業の振興および貿易の伸張^(イ) 電力の統制強化(ロ) 液体燃料及び鐵銅の自給(ハ) 纖維資源の確保(ニ) 貿易の助長及び統制(ホ) 航空及び海運事業の振興(ヘ) 邦人の海外発展助長等、六・対滿重要策の確立^(四) 移民政策及び投資の助長策等、七・行政機構の整備改善であつた。

先に述べた、閣議での寺内陸相の発言をうけて、小泉親彦陸軍省軍医局長は、戦争遂行のための良好な兵力確保の観点から、「衛生省」を新設し、衛生機関の強化をもつて国民保健の向上を企図した。

小泉の「衛生省」案を語る前に、当時の陸軍がこれほどまでに危機感をもつていたのかといった背景について徴兵検査以外の点について触れたい。その一つに、満州事変以降増えつつける陸軍兵力の増大と、軍需品生産の為に多くの人員を必要とした点をあげることができる。

陸軍は、日露戦争後常設二五個師団体制を目指したが、財政の逼迫や第一次世界大戦による陸軍軍備に必要とされる装備の高度化などにより、規模の拡充は難しい状態にあつた。参考までに触れると、大正八年(一九一九)の動員計画兵力は、常設師団十七、特設師団一二、騎兵旅団四、野砲兵師団三、重砲兵師団三、独立工兵大隊五、野戦部隊七五万六九二八人、総馬数二二万六〇十三頭、全軍(陸軍)一二五万五〇九四人であり、昭和九年(一九三四)には、常設師団一七、特設師団十五、騎兵旅団四、野戦重砲兵旅団六、独立工兵大隊一二、飛行大隊一七、独立飛行中隊一二、独立気球中隊三、無線電信小隊六四、兵站自動車中隊七十七、戦車大隊四、高射砲隊(甲)二五(乙)四九で野戦部隊九四万八八二七人、総馬数三二万八四九七頭、全軍(陸軍)一四三万六一一六人、総馬数三六万〇二二一頭と、約一五年の間に、人員約二〇万増、その他に新兵種部隊が編成された。尚、昭和十二年(一九三七)の段階で師団数

は二四、昭和十三年（一九三八）の段階で三四と急拡大の一途をたどり、動員計画の所要数を超え、人員を大量に必要とする状況であった。参考までに例をあげると、昭和十三年に一〇個師団が臨時編成され、常設師団一七の倍になった。昭和十三年末の時点で内地にあった師団は近衛師団のみであり、朝鮮に一個師団、満州に八個師団、華北に八個師団、華中二十三個師団、華南に三個師団であった。陸軍一線級の主力師団の動員はほぼ全力が行われ、以降の動員は更なる徴兵に頼らざるを得ない状況下であり、したがって国民体位の低下は戦争遂行に重大な支障きたすものと考えられていた。¹³⁾

次に、一般会計歳出にしまる軍事費についてふれたい。昭和元年（一九二六）に四億三四〇〇〇万円、二七・五%であったものが、昭和六年（一九三一）には四億五千五〇〇万円、三〇・八%と軍事費の占める割合が三〇%を超え、その後、昭和七年（一九三三）六億八六〇〇万円、三五・二%、昭和八年（一九三四）八億七三〇〇万円、三八・七%、昭和九年（一九三五）九四二〇〇〇万円、四三・六%、昭和一〇年（一九三六）一〇億三二〇〇〇〇万円、四六・八%、そして昭和十一年（一九三六）には、一〇億七八〇〇万円、四七・八%と実に国家予算の約半分を占めるまでに膨張した。¹³⁾ さらに、参考までに明治以降の戦費について触れたい。下記の表三を見てほしい。

表三 軍事費

日清戦争	2.3億円 (6.7億円、 1 兆円)
北清事変	0.4億円 (0.8億円、 1200億円)
日露戦争	18.3億円 (33.3億円、 5 兆円)
第一次世界大戦・シベリア出兵	15.5億円 (26.9億円、 4 兆円)
山東出兵	0.7億円 (0.6億円、 900億円)
満州事変	19.1億円 (20.7億円、 3 兆円)

括弧内左側は、昭和10年、右側は昭和63年換算の金額

出典 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史(四) 臨時軍事費』、東洋経済新報社、1955年、385頁、伊藤隆・百瀬孝『昭和戦前期の日本～制度と実態』吉川弘文館、1990年、283・284頁を参考に作成した。

表三は、それぞれの戦争にかかった費用の概算である。括弧内の左側は昭和一〇年の物価に換算、右側は昭和六三年の物価に換算したものである。

前頁の表を見てのとおり、昭和六年（一九三二）年に勃発した満州事変の軍費は日露戦争の軍費を越えていた。尚、通常、軍事費は、外国に宣戦布告をする了一般会計とは別に、臨時軍事費特別会計を設けて、戦争終結までを一会計年度とするものだった。昭和二年度は、二〇億三三〇〇万円、昭和三年度（一次追加）は四八億五〇〇〇万円であった。¹⁷⁰

少々、前置きがなくなったが以上をぶまえて小泉の「衛生省案」について検討していきたい。小泉は、昭和一年（一九三六）年秋頃より内務省衛生局に新省設立のため働きかけをおこなっていたとされる。元予防局長の濱野規矩雄の回想によれば、

昭和一一年秋頃のこと、小泉医務局長から私（濱野）に来てくれという連絡があつて参つたところ、衛生省を作りたから陸軍の第一病院の神林浩という病院長にあつて、よく相談してくれ、そして衛生局のとりまとめはお前がやってくれという話だった。そこで私は帰ってきてすぐ高野六郎さん（当時、内務省衛生局予防課長）、亀山孝一さん（当時、内務省衛生局）、勝俣稔さん（同）にご相談申し上げて…（中略）…懇談することになった。¹⁷¹

とある。懇談の場で小泉は、「いい兵隊をとるためにも体格のいい国民を作らなければならぬ」と述べ、「是非、衛生省を作るんじゃないか」と新省設立への意欲をのぞかせた。

小泉の「衛生省案」の概要を示せば以下のとおりである。

「衛生省案」概要

大臣官房

秘書課・庶務課・整備課・研究課・宣伝課

衛生局

（公衆衛生並びにその施設及び国民衛生教育に関する事項を管掌

保健・予防・防疫課については内務省管轄

教育課（衛生教育・衛生施設に対する実地指導）

体力局

（国民の体力向上改善並びに施設の国家的統制に関する事項を管掌

検査課（検査機関・体力検査・生計検査）

管理課（体力簿・体力向上施設）

統制課（国民体力の国家的統制・国民運動指導者の教育・運動団体に関する統制）

統計課（国民体力の統計）

学務局

（学校衛生並びに保育に関する事項を管掌）

学校課（校舎、校庭、運動場の衛生・校内、衛生施設）

保育課（身体虚弱、精神薄弱者の養護・乳幼児保育、母体保護）

体育課（教授衛生・学校体育）

業務局

（産業衛生能率増進及び生活資源の静動態に関する事項を管掌）

農林課・工場課・商務課・資源課

社会局（労働及び社会に関する事項を管掌）

労政課・監督課・福利課 社会局該当部署を合

保護課（社会局保護課のまま）

交通局（交通衛生並びに生活資源の整備に関する事項を管掌）

都市課・鉄道課・補給課・防護課 1

移住局（移植民衛生並びに環境複合に関する事項を管掌）

調査課・組合課 1

民事局（医療並びに運用に関する事項を管掌）

医務課（内務省医務課、社会局医療課を合併

運用課（病院医師及び人的資源の統制、運用）

優性課（国民資質の改良）

1 業務内容は省略した。

出典 前掲『厚生省五十年史』三七八・三七九頁、沼在隆次『厚生省読本』政治知識社、一九三八年を参考に作成した。尚、表現は読みやすくするために多少変更した。

「衛生省案」概要を見てのとおり、非常に広範な行政事務を対象としていることが見て取れる。小泉はこの「衛生省」

案を作成するにあたり「衛生省は内閣のようなものだ。」と語っていることからよくわかる。

さて、従来厚生省設置について語られる場合、小泉の「衛生省案」をもって厚生省設置が具現化したこともあつたが、国防上の要請、あるいは軍部の強い主張によつて厚生省が設立されたという評価が目立つ。また先に触れた、国民体位の低下を受けて、政府は戦力増強という観点から、ひたすら体力増強の施策をとつたといったような見解も見受けられる⁽⁹⁾。もっとも、このような見解を全て否定するつもりは小生には毛頭ほどもない。しかしながら、「内務省及び厚生省の行つた社会・労働・衛生行政は、今日の厚生省・労働省（現在の厚生労働省）の所管する行政に比し、その質量及び基本的思想に大きな格差がある。」と踏まえた上で「ただこれを今日の水準にして批判したり何事も戦争目的に解するのは安易にすぎよう」といった百瀬孝の主張にあるように戦前期の政策について見直す動きをみることもできる。まさに小論の目的は、百瀬氏らの立場に立脚し、厚生省設置までの戦前の保健・衛生政策の再評価を試みるものである⁽¹⁰⁾。

話が、多少横道にそれたが、この「衛生省案」は、内務省をはじめとする各省から反対したが、陸軍にとつて国防の基礎となる国民体力の向上を目的とする新省設置問題に一石を投じたという点で陸軍の当初の目論見は一定の達成を見た。

2・近衛「社会保健省」案と陸軍「保健社会省」案

昭和一二年（一九三七）にはいり、広田首相は一月三日総辞職し、変わつて林内閣が同年二月二日成立した。防

空法、母子保護法等を成立させた後、五月三十一日総辞職した。¹⁴⁵ 林内閣が総辞職すると、陸軍は、林内閣で陸軍大臣を担当した杉山元に組閣させようとしたが、西園寺などの重鎮らは「陸軍大臣を総理にするのはよくない」という見解をもっており、結局近衛文麿が総理大臣となった。¹⁴⁶ 近衛は、軍部の発言力が拡大し政治に深く関与することに対して否定的な見解を有していた。このことは戦後、遺稿として公表された「元老重臣と余」において、組閣当時の近衛の心境を書き綴っている。近衛は満州事変以後の日本政治を軍部によってひきずられていると指摘した上で

（組閣の天命を受けた時の）其の時心境は、日本国民の辿るべき運命運命を根本に於いて認識しつつも、出来るだけこの道を徐々に堅実に進みたい、そのためには動ともすると性急に猪突したがる軍部一派を出来るだけ抑えると共に、彼等の要求の中合理的なるものは之を取り上げて行くといふあつた。¹⁴⁷

とした上で、元老重臣たちは先見の明がありながらも、軍部の機先の制する事が出来なかつたことが残念でならないとした。近衛は、農村、漁村の疲弊、都市生活者の窮迫が進み、国家改造の機運が高まっている現状を懸念した。国家改造のためには、支配階級を打破して、非法手段で以つて軍政権を生成立させることもやむを得ないと信ずるもの続出したとした。このように、近衛は、昭和初期以降の国内の疲弊を打破し、国民活力の回復の為に、国力充実が必要であると考えていた。その為、陸軍の体力向上に主眼をおいた新省設立案に対して、近衛は、国民保健の向上を主眼とした新省設立案を考えた。¹⁴⁸

さて、組閣の大命が下るの報が伝わるや、全国各界から歓迎の態度をみせたが⁽¹⁶⁾、思惑が外れた陸軍は、近衛擁立の条件として、近衛内閣が国民体力を向上するための新省設立を実現することを付した。⁽¹⁷⁾

こうして、同年六月四日第一次近衛内閣が成立した。内閣総理大臣に就任した近衛文麿は、一般的に陸軍寄りの人物として評価されているが、保健・衛生政策に熱心であり今日でいう福祉国家推進の立場をとっていたことはあまり知られていない。⁽¹⁸⁾

内閣誕生後六日たった六月一〇日の『東京朝日新聞』には、近衛が九日の閣議で「国民保健及び社会施設に關し適切な獨立機關を設置すべきや否や」を諮問した結果、閣僚全てがこれを賛同し、新省を設立する方針が決定された。⁽¹⁹⁾ 近衛は、企画庁に対し具体案の作成を命ずるとともに、自らの腹案を呈示した。その内容は、新省の名称を「社会保健省」として、陸軍衛生省案にあつた、体力局を廃し労働局を第一局として、以下、社会事業局、衛生局、保険局を置き、外局として通信省簡易保険局を所管するというものであつた。

近衛「社会保健省」案は、陸軍「衛生省」案に対して、「国民体力の向上」に主眼を置くものではなく、「社会政策」に重点を置かれていたといえる。⁽²⁰⁾

近衛の新省設立についての近衛の姿勢について、戦後、木戸孝一（初代厚生大臣）は「近衛は）国民が楽しく暮らせるような施政をするという考え方から、当時社会局がやっていた厚生施設などの施策に注意を払いその準備に没頭していた」と当時を回想している。⁽²¹⁾

対して陸軍は、医務局を中心として五日後の一五日に「保健社会省」案を呈示してきた。当初の「衛生省」案を対比すると、外局に簡易保険局が設けられている点に大きな違いを見ることが出来る。この他に「衛生省」案にあつた交通局、移住局を課として生活合理局に整理した。陸軍省の立場としては、近衛案を全面的に支持することはその方

針に合致せず、再び「保健社会省」案を提出したのであった。

こうして、昭和十二年（一九三七）七月九日の閣議で「保健社会省（仮称）設置要綱」が閣議決定された。以下、多少長くなるが、下に示す。（片仮名表記を筆者が平仮名表記に改めた）

保健社会省（仮称）設置要綱

- 一・国民福祉の増進及び国民体位の向上に関する事項を司掌せしむる為保健社会省を設置すること
- 二・保健社会省に大臣官房の外左の五局及び一院を置く方針なること

労働局

- (一) 労働条件の改善に関する事項
- (二) 労働衛生の向上に関する事項
- (三) 労働需給の調整に関する事項

社会局

- (一) 社会施設の刷新拡充に関する事項
- (二) 救護、救療の普及に関する事項

(三) 母性、乳幼児の養護及児童の保護に関する事項

体力局

- (一) 運動団体の統制及び指導者の養成に関する事項
- (二) 国民体力向上施設の拡充に関する事項
- (三) 国民体力の検査に関する事項

衛生局

- (一) 環境衛生及環境への適合に関する事項
- (二) 住宅の改良及び供給に関する事項
- (三) 栄養の改善及食品の取締に関する事項

医務局

- (一) 医薬制度の改善に関する事項
- (二) 国民的疾病の防滅に関する事項
- (三) 伝染病の撲滅に関する事項

保健院

保健院に一課三局を設けること

- (一) 社会保険の調査、企画及運営の基本に関する事項
- (二) 国営保険積立金の運用に関する事項
- (三) 生命保険事業の監督に関する事項
- (四) 医務及保険施設に関する事項
- (五) 労働者健康保険に関する事項
- (六) 国民健康保険に関する事項
- (七) 簡易保険及び郵便年金に関する事項

三、保健社会省に国民衣食住、労働及体育运动に関する総合的研究機関を附設すること

四、保健社会省に左の事務を移管すること

- (一) 内務省衛生局所管事務全部
- (二) 社会局所管事項全部
- (三) 文部省所管事項中国民体育运动に関する事項但し学校教育と密接不可分のものを除く
- (四) 商工所管事項中生命保険及鉱業衛生に関する事項
- (五) 簡易保険局所管事項

五、道府県に保健社会行政を総合処理せしむる為保健社会部を置く方針なること^⑧

右記にあるように、保健社会省は、労働局、社会局、体力局、衛生局、医務局、保険院からなり、近衛の「社会保健省」案、陸軍「衛生省」案の要素が盛り込まれた形となった。この、見方によつては折衷案ともいふべき「保健社会省」案の閣議決定をもつて、戦前の厚生省の政策、ひいては衛生政策、社会政策を軍部の意向に沿つた形で決定されたという評価が散見される。しかしながら、陸軍「衛生省」案にはなかつた労働局が筆頭局となり、労働者に対する施策が重要視された点は評価すべきであろう。後に、近衛が、新省の大臣人選の際に「社会保健省の運営はあくまでも福祉国家の育成にふさわしいもの」でなくてはならぬと考へていたことから¹⁸⁾も陸軍の意向を強くいれた形での新省設立は到底、受け入れられるものではなかつた。

さて、右記の「保健社会省（仮称）設置要綱」の閣議決定の際に同時に、保健社会省の設置理由として「保健社会省（仮称）設置ノ理由」を示した。

保健社会省（仮称）設置の理由

国民の健康を増進し体位の向上を図り以て国民精神力及活動力の源泉を維持培養し産業経済及非常時国防の根基を確立するは国家百年大計にして、特に国力の飛躍的増進を急務とする現下内外の状況に鑑み喫緊の要務たり。然るに我国に於いてこの点に關し従来久しく国家的關心薄く其の施設及行政は共に消極に墮し一貫せる指導方針の下に之が改善充実に努めざりし結果、国民の体位低下は逐年低下の一途を辿りつつあり、此の趨勢を以て推移せんか

国民的活動力を減殺し、産業經濟及国防の根基を動揺せしむるをに至るべく、邦家の前途寔に堪へざる実情にあり。故にこの際特に一省を設けて急速且徹底的に国民の健康を増進し体位の向上を図るは刻下愁眉の急務なりとす。

如上の目的を達するが為には国民体位の低下の現状に鑑み直接体位の向上を目標として体育運動の普及徹底、保健衛生施設の拡充整備等其の行政の刷新強化を図り国民体位の維持増進期するを以て必須の事務とすへきは言ふを俟たず。然れ共翻つて考ふるに凡そ国民の体位なるものは国民の生活状態を反映する一大指標認むべく、従つて国民体位の低下なる現象は国民生活の根底に横はる不合理性の改善なる見地より国民生活の根底に遡り職業及労働、社会救護及福利施設、社皆保険制度など所謂社会問題を根本的に解決することにより、初めて其の全きを得ることを得ることを知るべきなり。故に新設すへき省に体育及社会問題に関する行政を総合して、国民生活に於ける不合理性の改善なる指導方針の下に、現下我国の最大欠陥とする国民身体ぐらゐの改善その他国資質の改善充實を図らしむるを要す。⁽¹⁾

新省設立の理由として、国民体位の低下により、經濟發展が阻害され、国防力の維持も困難になる観点から、「急速且徹底的」に国民の健康増進し体位の向上を図らなければならぬとした。従来の研究では、「近衛の考えが強く反映されたという考え方」と、「陸軍省が主張を押し切つたと言つ考え方」があつた。しかし、当時の満州事変以降の戦時体制への移行による、陸軍の動員強化による人員増、物資生産の必要性からくる工業生産力の確保の観点からも、良好な労働力（＝健康な国民）が多数必要されるのは必然である。近衛をはじめとする福祉国家を目指す一派と、陸軍による壮丁の体位向上を図り、国防力の維持發展を図る考えの利害が一致して新省設立にむけての促進要因がそろつ

たと見ることとも出来よう。今日的な視点から、当時の衛生・保健政策を考えると、政策にもとめられるニーズその他は今日とは根本的な点で大きく違うのであり、一概に軍国主義・全体主義と決め付けるきらいのある見解には疑問を覚える。

この七月九日の閣議決定の後、七月三十一日の第七一回特別議事に保健社会省に関する経費が上程され、八月三日に予算案は可決された。同四日には貴族院送付、同六日に予算案は無事可決され両院を通過した。これにより予定では一〇月一日の保健社会省設置を待つばかりとなった。

3・厚生省の設置

前項において、昭和十二年（一九三七）一〇月一日に社会保健省が設置される予定であつたことについてふれた。しかしながら、周知のとおり実際に厚生省が設置されるのは昭和十三年（一九三八）一月十一日である。なぜ、設置がこれほどまでに遅れたのであろうか。

昭和十二年（一九三七）七月七日に勃発した盧溝橋事件による対支情勢の悪化が其の一因である。詳しい記述は、小論の本旨からはずれるのでここでは簡潔に触れるが¹⁸⁵当時、政府の不拡大方針にもかかわらず、軍事行動は拡大し、陸軍の動員は六次にわたり行われた。既に七月十五日下令の動一号で臨時航空兵団や軍直轄部隊や後方部隊の動員が規模こそ大きくないもの行われた。内地のほぼ全師団に動員管理が行われ、戦時体制への移行は国民にもまじかにせまってきた。七月二七日下令の動大二号では内地の第五・六・一〇の三個師団と朝鮮の第二〇師団の計四個師団基幹、人員二〇・九万人、馬五・四万に及んだ。同時にこの頃、第七一回特別議会在が召集され、七月二十九日に第一次北

支事件費九千七〇〇万円を計上した。⁽⁵⁶⁾ 八月七日には第二次北支事変費四億二〇〇〇万円が成立し即日公布された。この後の九月九日下令第六号の時点までの累計動員師団数は一四にたつた、年度未までの動員累計師団数は三〇にものぼつた。⁽⁵⁷⁾ さらには、九月に入り、二〇億二〇〇〇万円の臨時軍事予算が決定された。⁽⁵⁸⁾ 北支事変はその後名称を支那事変へと改称され、戦域も拡大の一途をたどつた。陸軍の動員強化が当初の目論見に比べて急速に行われ、軍需動員も急速に行われたことにより、一挙に戦時体制へと突入し、新省設立による国民の健康増進の推進が必要となつた。前述したように、急速な事変の拡大により「保健社会省」設置の動きは大幅に遅れた。そして保健社会省設置についての諮詢をつけた枢密院は審査委員会を設けて昭和十二年（一九三七）十二月一〇日より審議を開始した。主として、省名と生命保険行政の所管の取扱が問題となつた。

省の名称については、当時の内務省衛生局長狭間茂は以下のように述べている。多少長いが、三の一項から論じてきた、厚生省設置への紆余曲折を当時の内務官僚としての視点からのべているので大変興味深い、よつて其の全文を以下に引用したい。

はじめ内務省の衛生局は独立して省にしなきゃならんということを小泉血親彦医務局長が盛んにいつておつた。保健衛生をして大いに政府として力を入れるということは、それは軍の關係だけじゃなくて国の為に非常に大切なことです。それには閣議で保健衛生の問題を主管する国務大臣ができて閣議で堂々と主張しなければならんというのが、われわれの考えだつたんです。一省を作らなければ内務省の一部局としての存在だと土木行政だとか、地方行政とか警察行政というものにウエイトが置かれるので、保健衛生の問題は其の影に隠れてしまう。大蔵省との予

算折衝でも同じ事で二の次になりやすい。だからどうしても主管大臣が必要である。陸軍省が非常に熱心で、僕も見たが陸軍の衛生省案というものがありました。しかしそれは素朴なものでほんの構想を示したものにすぎませんでした。それで小泉医務局長と僕はしょっちゅう会って衛生省設置の画策を練ったものです。

当時は衛生省といったが、衛生ということなんだが消極的なように思えるので、やはり保健省にしようかと相談を持ちかけたら、陸海軍ともに保健省ということで進もうということになりました。だんだん盛り上がりつつきてきたわけです。そういうことで保健省案というものができたのです。ところが内務省には社会局があります。この社会局の意見として、社会行政と衛生行政と切り離すことのできない関係にある。それはそのとおりです。社会政策といい、社会保険といい、また一般社会福祉問題といい、それから労働問題にしても、また細かいようだが工場災害、工場法の問題、いろいろ考えてみますと新しい省を作るのならばこれが社会局と一緒にすることが一番当を得た措置であるということになったのです。そこで問題となったのが、それじゃ新設する省の名前をどうするか。社会保健省という名前を社会局としては希望した。しかし新省を創設する主たるねらいは保健衛生を中心として取扱う省なのだから、なるほど社会局は大きいことは大きいけれども、やはり国策として新しい省を作るのである以上、保健社会省でなければならぬ、ということでは衛生局や、また一面においては陸海軍と社会局との意見がなかなかあわないのです。しかし、それからいろいろと紆余曲折がありましたけれども結局、保健社会省とすることで政府として意見は一致しまして、保健社会省設置に関する官制案がいよいよ枢密院に諮詢されたのです。ところが、枢密院の審査委員会で総理大臣の近衛さんは社会という字が好きと見えて、官制案の説明をしたり答弁したりするときに、保健社会省といわずに社会保健省、社会保健省といわれるのです。枢密院の審査委員会には僕も衛生局長で陪席しておりましたが総理の近衛さんは終始社会保健省といわれるのです。ところが、なにか僕が説明しなければならんこ

とがありまして、そこで「この保健社会省は」という名称をまず大きい声でいったわけです。(笑)たとえば、これこれのことは保健社会省官制案のどこどこに書いてありますとか、保健社会省の一番中心的な仕事はこれこれのことですか、ともかく保健社会省という用語をクローズアップして説明したのです。そうしたら南弘という顧問官が、総理は社会保健省というし、局長は保健社会省という、一体どっちが本当なんだと反問されたので、内務大臣がそれは官制案に書いてあるとおり保健社会省です、と答えられたわけです。南さんがそれでわかったが一体こんな長い名前の省は今日日本にはない。各省官制通則以来、長い名称のは農商務省だけだ。これも三字だ。四字の省というのははじめてで、これは長すぎるから、おれがいい名称を考えてくるから、それまでまっけてくれ、というお話でした。南さんは漢学者なんですね。「左伝」にある文句で正徳利用厚生云々という、この漢籍の出所を示されて、このうち厚生をとって厚生省ということにしたらどうだ、この名称が新省の性格を一番よくあらわしているよ、次の審査委員会にだされたわけです。これで審査委員会では保健社会省より厚生省のほうがよいということになって厚生省に決まったんです。^⑧

このように狭間は当時のことを回想している。

生命保険行政については、原案においては商工省所管の民間生命保険監督事務、郵便局簡易保険事務の全てが新省に移管される予定であった。しかしながら、商工省内部の反対などにより、民間生命保険会社の事業監督については、一・生命保険会社に財産運用に関する事項、二・保険料率に関する事項、三・被保険者の福祉施設に関する事項について、厚生省と商工省と共同所管とすることにした。又、その他の民間生命保険については従来どおり商工省所管と

した。簡易保険行政については、最終的に保険院長官等のポストを通信省から任命することになり、簡易生命保険は厚生省に移管することになった。⁽¹⁸⁾ 昭和十二年（一九三七）二月にはいり、厚生省設置まで間もない時期、初代厚生大臣に任命される木戸は其の日記の中でもたびたび触れている。⁽¹⁹⁾

ともあれ、新省設立についての名称問題、事務所管問題は順次解決をみた。しかし肝心の厚生大臣を誰にするのかという問題がのこっていた。陸軍は、かねてから新省設立に熱心であった小泉陸軍省医務局長を擁立する構えであったが、陸軍よりの人選では体位向上に偏ったものになるとして、あくまでも新省を国民福祉の向上のための新省として位置付けていた近衛は反対した。この大臣人選について、『西園寺公と政局』のなかでは次のようにふれている。

二十日の朝（二月二〇日の事）、大磯で池田氏を訪ねたところであるが「（略）『社会保健省の大臣に是非なってくれ』という交渉があつて自分は之をお断りしてきた（後略）」

二十二日に（中略）それからかねて社会保健省の大臣を探しておつて、木戸（幸一）なんかも「一応まあ池田成彬（銀行家、三井財閥の指導者、日銀総裁、大蔵大臣を歴任）さんがいいだろう」ということで近衛から直に池田さんに話してみたが、結局、池田さんは断つた。

（前略）近衛は、三、四日来風邪を引いて床の上におつたけれども、いろいろ厚生省の問題とかなんとか非常に心配しており（略）⁽²⁰⁾

といったように、なかなか厚生大臣が決まらない様子が見て取れる。木戸は昭和一三年（一九三八）一月四日の日記の中で、「午後一時半、近衛公来訪、厚生大臣の人選につき相談あり。内閣補強となり得るが如き人物と云ふには意見一致したるも、さて人の問題となるとなかなか見当たらず、更に再考を要す。」と昭和一三年（一九三八）になっても大臣が決まらない状況に、近衛も木戸も困っていた様子がみてとれる。木戸は、後に厚生大臣の人選について述べているが、其の中で、「近衛内閣は、組閣の当初より福祉国家の設立を一つの綱領」として発足したのであって、陸軍の考えるような「国民体位の向上を端的に目的とする極めて時局的なものとして運営せん」とするような方針でもって、陸軍の影響下に新省を置くことは受け入れる事ができないとしている。「近衛公は仮令時局柄とはいへ、社会保健省の運営は飽く迄も福祉国家の育成にふさはしいものでなければならぬ」と熱心に希望していたとしている。ここからも近衛、木戸らは、陸軍主導のもとの新省運営には断固反対していた姿勢をみてとることができる。結局、一月六日、木戸は厚生大臣に就任する事を決心する。多少前後するが、こうして昭和一二年（一九三七）二月二十九日「厚生省官制」「保険院官制」が正式決定され、昭和一三年一月一日勅令七号「厚生省官制」勅令九号「保険院官制」が公布、即日施行された。

以下に、厚生省官制と保険院官制について記す。

勅令第七号

厚生省官制

第一条 厚生大臣は国民保健、社会事業及び労働に関する事務を管理す

第二条 厚生省に左の五局を置く

体力局

衛生局

予防局

社会局

労働局

第三条 体力局に於いては左の事務を掌る

一 体力向上の企画に関する事項

二 体力向上の施設に関する事項

三 体力の調査に関する事項

四 体育運動に関する事項

五 妊産婦、乳幼児及児童の衛生に関する事項

第四条 衛生局に於いては左の事務を掌る

一 衣食住の衛生に関する事項

二 衛生指導に関する事項

三 医事及薬事に関する事項

四 其の他国民保健に関する事項にして他の主管に属せざるもの

第五条 予防局に於いては事務を掌る

一 伝染病、地方病其他の疾病の予防に関する事項

二 検疫に関する事項

三 精神病に関する事項

四 民族衛生に関する事項

第六条 社会局に於いては左の事務を掌る

一 社会福利施設に関する事項

二 救護及救療に関する事項

三 軍事扶助に関する事項

四 母子及児童の保護に関する事項

五 其他社会事業に関する事項

六 職業の紹介其他労務の需給に関する事項

第七条 労働局に於いては左の事務を掌る

一 労働条件に関する事項

二 工場及鉱山に於ける労働衛生に関する事項

三 国債労働事務に関する統轄事項

四 其他労働に関する事項

第八条 厚生省に労働局参与一五人以内を置き労働局の局務に参与せしむ

労働局参与は厚生大臣の奏請に依り関係各庁勅任官及学識経験者ある者の中より内閣に於いて之を

命ず

学識経験ある者の中より命ぜられたる参与の任期は三年とす
但し本官を有する者に付いては本官の受くる待遇に依る

第九条 第一七条（略）

附則

本令は公布の日より之を施行す
社会局官制は之を廃す⁽¹⁶⁾

勅令第九号 保険院官制

第一条 保険院は厚生大臣の管理に属し左に掲ぐる事務を掌る

- 一 健康保険、労働者災害扶助責任保険其の他の社会保険に関する事項
 - 二 簡易生命保険及郵便年金に関する事項
 - 三 前二号に掲ぐる保険の制度の企画並びに被保険者保健施設の企画及統轄に関する事項
- 第二条 保険院に左の職員を置く

（略）

第三条 保険院に左の三局を置く

総務局

社会保険局

簡易保険局

総務局に於いては人事、文書及会計に関する事務、保険数理に関する事務、第一条第三号に掲ぐる事務並に他の主管に属せざる事務を掌る

社会保険局に於いては第一条第一号に掲ぐる事務を掌る

簡易保険局に於いては第一条第二号に掲ぐる事務を掌る

厚生大臣は簡易保険局の支局の名称、位置、管轄区域及事務取扱の範囲は厚生大臣之を定む

支局長は書記官、事務官又は簡易保険事務官を以て之に充つ

第四条 長官は厚生大臣の指揮監督を承け院務を統理し部下の職員を指揮監督し判任官以下の進退を専行す

第五条 局長は長官の命を承け局務を掌理す

第六条 理事は上官の命を承け簡易生命保険及郵便年金に関する事務を掌理す

第七条 書記官、事務官及理事官は上官の命を承け事務を掌る

第八条 簡易保険事務官は上官の命を承け簡易生命保険及郵便年金に関する事務を掌る

第九条 } 第十三条 (略)

附則

本令は公布の日より之を施行す
簡易保険局官制は之を廢す^(附)

この厚生省を、従前の機構と比較すると、体力局が筆頭局におかれていた事があげられる。これをもって、陸軍の主張が全面的にとおったという論調をみうけられるがいささか早計であるといえる。なぜならば、この当時、長引く不況による国民体位の低下は無視できないものとなっており、国民健康の増進は必要不可欠であったからである。

また、体力局には、企画課、体育課、施設課の三課が設けられ、なかでも企画課は、「体力の向上の企画に関する事項、体力調査に関する事項」「妊産婦、乳幼児及び児童の衛生に関する事項、他課の主管に属せざる事項」^(附)し、特に人的資源の育成を担う重要な部署となった。とかく批判をうけがちな優性政策^(附)ではあるが、当時としては「国民体力の向上は人的資源を涵養する所以であつて、独り狭義国防の見地からのみでなく、産業上、経済上又文化上の見地から見て一日も忽せに出来ない緊急の問題」と国防だけではなく、経済力向上のためにも良好な体格をもつた国民が必要であるとした上で、国民の健康増進の爲の具体的施策を企画する部署である企画は「妊産婦、乳幼児及児童の衛生は従来社会政策的見地から考慮され、体力向上の見地からは等閑視されがちであつた様であるが、将来の日本民族の体力向上を思へば、その重視すべき事は言ふを俟たない」と、出産適齢期の母体の健康状態悪化に対する対策も必要であるとの観点から対策が必要である旨を述べている。次に衛生行政機構の充実があげられる。内務省時代は一局であつたが、厚生省においては、三局体制となつた。衛生局は、保健課、指導課、医務課である。

厚生省創設当時の衛生局の組織

衛生局

保健課

- 1・水道及び下水道に関する事項・飲食物及び飲料水に関する事項
- 2・屠畜及び屠場に関する事項・清掃衛生に関する事項
- 3・鉱泉場、海水浴場、療養地等に関する事項・衛生技術員の教養に関する事項
- 4・衛生統計に関する事項・他の主管に属せざる国民保健に関する事項

指導課

- 1・保健所に関する事項・栄養の改善に関する事項
- 2・衣服、住宅の改良及び住宅の供給に関する事項・その他衛生指導に関する事項

医務課

- 1・医師、歯科医師、産婆及び療属に関する事項・薬剤師、製薬者及び薬種商に関する事項
- 2・医師会、歯科医師会及び薬剤師会に関する事項
- 3・診療所及び歯科診療所に関する事項・薬品、売薬及び売薬部外品に関する事項
- 4・あへん及び麻薬に関する事項・毒物、劇物その他有害物に関する事項
- 5・薬草栽培及び製薬奨励に関する事項・その他医事及び薬事に関する事項⁽¹⁾

また、予防局には優性課が設けられ、優性政策も厚生省のもとおこなわれることになった。外局である保険院には、内務省社会局保険部の所管事務と通信省簡易保険局所管の簡易生命保険事業、郵便年金事業を移管して設けられた。

また附屬機関として、衛生試験研究所及び栄養研究所、国立癩療養所、国立結核療養所が設けられた。¹⁷⁾

以上、時局の緊迫と国民の健康状態の悪化をうけて新省設立の経緯とその背景、厚生省設置時の機構について検討した。

結

ここまでラジオ体操の導入と厚生省の設置について、主として国民体位の低下問題を中心として、我が国における保健・衛生政策の転換期について論じてきた。まずは、ここまで論じてきた点について総括していく。

一においては、我が国においてラジオ体操が導入される背景として、生命保険思想の流入について触れた。明治維新後、近代化を進めるわが国においては当初、保険をかけるという概念は希薄であった。しかし、日清・日露戦争と度重なる戦争と、これに伴う経済発展に生命保険業界の発展と官営保険の導入について官民双方が争った。結果として、低所得者向けの簡易保険は官営として、高額保険は民間生命保険が行うことになった。

こうして後にラジオ体操と大きく関ってくる簡易保険制度が大正五年（一九一六）に成立された。簡易保険制度は、低所得者向けであり、彼等は健康状態も良好でなく、体力向上、健康状態の改善が急務とされた。

こうした中、我が国においても、ニューメディアたるラジオ放送が開始された。このラジオ事業は当時の国民の多大なる関心をつけ、急速に聴取加入者をのばしていった。このラジオ導入は逓信省を中心に強力に押し進められた。その理由としては、ラジオ事業の高収益性と共に、都市と農村の文化の均等をはかり、国民全体の教育水準の向上を

図るといふ狙いがあつたからである。⁽¹⁾

二においては、小論に於ける二大論点の一点目のラジオ体操に軸点をおいて考察した。ラジオ体操は、簡易保険局、日本生命保険協会、日本放送協会によつて強力に推進されたものである。一で述べたように簡易保険は、低所得者を対象としていた。被保険者の大半は、健康状態が不良であり、簡易保険の公益性、収益性の向上の観点からも、被保険者の健康増進、体力向上が求められた。大正期後半にもなると、伝染病対策も一段落し、国民の体質改善、健康増進にも目を向けられるようになった。簡易保険局は、被保険者の健康状態向上の為に、効果的な施策を探していた。そして米国メトロポリタン生命保険会社が導入を目指していた、ラジオ放送による体操指導をモデルケースにしたものを日本に導入する事を企図した。然しながら、この頃は、日本においては、ラジオ放送は放送基盤が不十分であり、本格的な導入は昭和に入ってからとなる。

ラジオ体操は、昭和天皇即位大礼の記念事業の一環として簡易保険局主導のもと行われる事となる。ラジオ放送の全国放送網の整備、ラジオ体操普及のための各種講演会などにより急速に普及していった。

この普及の為に、当時の識者は、日本国民が欧米諸国にくらべ、体格が劣等であることが盛んに訴えた。欧米諸国に打ち勝つためには、日本国民は積極的に体力向上を目指さなければならないという論法が用いられた。

一方国民は、各種講演会や学校教育といった各種媒体を通じて、ラジオ体操に接する機会が増えると共に、日常生活の中にラジオ体操が組み込まれていくこととなる。その最たるものが学校放送と、ラジオ体操の会であった。

このラジオ体操の実施により、健康増進・体力向上の他に、日本国民に対し、早起きの効能、業務の効率性の向上に寄与する事を気づかせた。簡易保険局のもとに寄せられた感想文には、日本国民が、積極的にラジオ体操に取り組む姿が記されている。二で論じたように、日本国民にとってラジオ体操は、当時最新のニューメディアを通じて実施

された斬新なものであった。小論では、国民には、ラジオ体操は明治維新以降行われてきた先進的な西洋文化導入としての一面を持ち、同時に健康増進につながる事が国民に認識されるようになるにつれ、順調に実施されていったことを明らかにした。

三においては、前述したラジオ体操の実施に代表される国民の健康に対する意識の高まりや、満州事変の勃発に始まる段階的な戦時体制への移行に伴う中で、近代保健・衛生政策の一つの到達点ともいえるべき厚生省設置について考察した。

新省設立にむけての動きが顕在化したのは、昭和十一年（一九三六）六月一九日の閣議において寺内寿一陸軍大臣が徴兵検査の結果、壮丁の体位悪化の傾向が顕著となったことを報告した事が発端であった。今まで論じてきたように、欧米各国に対して日本国民の体位の劣位が長年の懸案事項であった上に、長引く不況によって、良好な兵士の供給地である農村の疲弊は甚だしく、壮丁の体位悪化が徴兵検査の結果によって表面化したのであった。

この報告をうけて、陸軍や、内務省の新省設立積極派は、従来の内務省衛生局において保健・衛生政策を扱うのに能力不足であるとして新省設立に向けての動きが本格化した。

新省をどのような理念のもと設置するのかについては、国民の体力向上に主眼を置き良好な兵力確保に力点を置いた陸軍省「衛生省」案と、国民保健の向上をはじめとする社会政策の充実に力点をおき福祉国家を目標に掲げた近衛の「社会保健省」案の二案が対立した。

結果としては、双方の意向が取り入れられることとなったが、これをもって従来の従来の研究にみられるような軍国主義の一環で厚生省が設置されたという評価には疑問を覚える。小論で明らかにしたように、あくまで新省設立に際して近衛は、「社会保健省（厚生省のこと）の運営はあくまでも福祉国家の育成にふさわしいもの」との意向に象

徴されるように、福祉重視の姿勢は崩していなかったからである。

序でもふれたように従来の研究で、厚生省設置後まもなく、国家総動員体制に突入した点、太平洋戦争中に厚生省が行った政策⁽¹⁶⁾をもって、戦前の厚生省の存在を否定的に評価するものが散見されるが、三で詳述したように、陸軍と並んで、新省設立に意欲的だったことなどからや、厚生省設置時の機構においても、国民保健の向上に配慮した陣容だった事からも、一定の肯定的評価はできるのではなからうか。

以上のように、「ラジオ体操」・「厚生省設置」という二点に重点をおきながら、「受動的衛生政策」から「積極的保健・衛生政策」への転換期を考察する事で、大正後期から始まった、健康増進・体力向上の取り組みの一端を検討し、従来の研究にみられた戦前の保健・衛生政策に対し批判的な評価に対して、国民自ら積極的にラジオ体操を通じて健康増進を図る姿が明らかにすることができた。

また同じ事は、厚生省の設置についてもいえる。軍部の主導で創設されたという評価についても、当時の状況を考えるならば、長引く不況による国民体位の低下は無視できない程度にまで悪化しており、体力向上を唱える陸軍の主張は決して間違ったものではなかったといえる。

このように小論では、戦後批判的な評価をうけがちな戦前期の「保健・衛生政策」の再検討をできるだけ客観視することによりその時期を厚生省設置時まで限定して試みた。特に「ラジオ体操」から当時の国民の取り組みを検討し「保健・衛生政策」の再検討をするというアプローチ方法は未だ試験的なものでしかないが、あらたな角度からの一定の再検討をすることができた。

しかし今後の研究課題も数多く存在する事も判明した。

特に、厚生省設置以降の、厚生省の政策がどのように行われ、「保健・衛生政策」に影響を与えたのかについての

再検討について小論では述べることはできなかった。また、「ラジオ体操」と「厚生省設置」の二点から戦前期の「保健衛生政策」再検討を行う過程で、当時の医療政策、農村疲弊問題、各種学校で行われた衛生教育そして近衛文麿に代表される厚生省設置にたずさわった個人についての検討を十分することができなかった。

今後は、小論で明らかになった研究課題を元に、戦前期の「保健・衛生政策」の考察をすすめていきたい。

註

- (1) 大霞会『内務省史』第三卷、地方財務協会、一九七一年、二一一～四八八頁に、衛生行政・社会行政についての細な記述がある。小論では適宜参考にさせて頂いた事をあらかじめお断りしておく。
- (2) 田波幸雄『公衆衛生の発達』大日本私立衛生会雑誌抄、日本公衆衛生協会、一九六七年、一〇六頁
- (3) 前掲『内務省史』第三卷、二一四頁
- (4) 内務省衛生局『法伝染病統計』一九二四年の数値を参考にした。
- (5) 内務省衛生局『国際連盟主催各国衛生技術官会議交換視察会議報告』一九二六年、五八・六九・九九頁に詳しい。
- (6) 前掲『内務省法伝染病統計』一九二四年
- (7) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史』記述編、中央法規、一九八八年
- (8) 前掲『内務省史』や、通信省編『通信事業史』第五卷、通信協会、一九四〇年等があげられる。
- (9) 菅谷章『日本社会政策史論』日本評論社、一九七九年。もっとも、一九七〇年代と言えば未だ、戦前に対する評価が否定的な傾向が強かったので、一概に氏のみがこのような評価をしていたわけではない。

尚、参考までに、従来の研究の主だったものを紹介したい。まず、鹿野正直は、戦前の衛生政策を政府・軍部・資本の三視点より考察しているが、氏は明治維新以後一九世紀末までを「健康の時代」、二〇世紀に入り結核予防政策へと移行する「体力の時代」、いわゆる十五年戦争における人的資源の確保を目的とする「体力の時代」と時代区分を行っている。鹿野正

直『歴史を読み直す 二二・桃太郎探し』健康の近代」。

小論の研究課題を鹿野氏の理論にあてはめるなら、氏が主張する「健康・体質の時代」、言い換えるなら「受動的衛生政策」から、昭和期に入ってから「体力の時代」すなわち国民の体位を向上し、健康増進を図るといふ「積極的保健・衛生政策」へと転換を図る過程を考察することにある。

ラジオ体操に関する研究については、黒田勇をまずもって挙げることができる。黒田は、ラジオ体操について、ラジオというメディアがファシズムに利用され、日本全体でひとつの行為に個々の体を同調させる点をもつて軍国主義・全体主義に組み込まれた点が結果としてあるとしながらも、ラジオ体操の誕生そのものは違ったと論じた。すなわち、ラジオ体操の導入目的はあくまで、個人の健康増進が目的であり、工業化が進む中での新しいからだ作りと時間規律の形成のために人々が自発的に取り組んだものであると論じている。黒田勇『ラジオ体操の誕生』青弓社、一九九九年。また、山下大厚も、黒田の見解とほぼ同様で、ラジオ体操を通じて「国民」意識を共有したと論じた。山下大厚『国民化とラジオ体操』。法政大学大学院紀要、第四四号、二〇〇〇年。

また奥村隆史は、史料をつうじて岐阜県におけるラジオ体操の展開を論じ、地方公共団体や、教育現場での実態をあきらかにし、県民が能動的に取り組んでいたと指摘する。奥村隆史「岐阜県にみられるラジオ体操の展開」岐阜県歴史資料館、一九九八年。

厚生省設置については、総力戦体制の問題として検討をしているものがまずあげられる。岩崎正弥がとりくんだ、滋賀県の農村を事例とした研究である。岩崎正弥「戦時下農村保健運動の実態」『歴史評論』五三六号、一九九四年がある。また、厚生省設置と関連して、町内会を題材に国民の再組織化を論じた、のが雨宮昭一「総力戦体制と国民再組織」シリーズ日本近現代史³。岩波書店、一九九三年である。また優性主義の研究をとおして戦前期の衛生政策を考察した藤野豊『日本ファシズムと医療』岩波書店、一九九三年、『厚生省の誕生』かもがわ出版、二〇〇三年をあげることができよう。

岩崎氏は、戦時下の保健・衛生政策を「啓蒙」と「暴力」の二重構造を強調し、雨宮氏は戦後の医療制度、いわゆる福祉国家の起源として位置づけるために戦時期を問題としている。また、藤野は厚生運動、公園政策などの一見して国民利益に資するような政策に「人的培養」が行われていると論じている。

これらの、研究をふまえて戦時下の保健、医療の担い手たる医師の具体的動向から厚生省設置をとらえ戦前における医療

制度改革を行ったと論じているのが高岡裕之「医療新体制運動の成立―総力戦と医療」『日本史研究』四三二号一九九七年である。

これらの研究が厚生省の設置に対して与えている評価はおおむね次のように共通している。すなわち、政府が国民の「体力管理」や人口増大政策を推進し、「健民健兵」政策を行ったというもので、その政策を一元的かつ効率的に設置されたのが「厚生省」であるというものである。

近年では同時に保健・衛生政策自体も個別的に評価する動きがでてきたことに注目したい。この再評価の傾向を大きく二つに分けるならば、従来の定説に近い厚生省「悪者説」と厚生省の設置は保健・衛生政策上一定の役割を果たしたという積極的な評価をしている厚生省「積極評価説」に大別できよう。まず、前者の説を裏付ける立場の柴田嘉彦は厚生省設置後に施行される国民健康保険、後に厚生年金保険となる労働者年金保険をあげて太平洋戦争期の厚生省の政策をもって戦争遂行の目的に利用されたという立場を取っている。柴田義彦「日本の社会保障」新日本出版社、一九九八年。

柴田説に近い立場を取っているのが、福田静夫氏である。福田氏は、厚生省の設立の由来は、「実は、社会保障を国民の格差付けと収奪の手段とする政策手法は、すでに一五年戦争中の社会諸立法の著しい特徴である」であったとしている。福田静夫「厚生省の創設と天皇主義」『日本福祉大学論集』第一〇四号。

これら「悪者説」に対し、「積極評価説」をとる者も若干ではあるがでてきた。鍾家新は、「十五年戦争」期の日本政治に厚生省の創設、国民健康保険・労働者年金保険の制度成立をもって「日本型福祉国家」の骨格が形成されたとしている。鍾家新「日本型福祉国家の形成と十五年戦争」ミネルバ書房、一九九八年。

(10) 優性保護法や、軍費徴収の一翼になった、船員保険法や、厚生年金保険法がその際たるものである。

(11) 小島和貴「日本社会福祉行政の形成と厚生省創設」『法政論叢』第三三巻、一九九七年。近年、氏のように厚生省設置過程の研究が行われるようになってきた。しかしながらその研究は未だ始まったばかりである。

(12) 黒田勇『ラジオ体操の誕生』青弓社ライブラリー、一九九九年

(13) 同上、一二二―一二三頁

(14) (10) へ同じ。

(15) 前掲『厚生省五十年史』や前掲小島論文に近衛が当時抱いていた思想や理念についての記載がある。

- (16) 現在においても、日本郵政公社のホームページの簡易保険についての部分にはラジオ体操の歴史などが載っている。
- (17) 真屋尚正『保健理論と自由平等』東洋経済新報社、一九九一年、一七二―一七三頁
- (18) 郵政省編『郵政百年史資料 第十八巻』
- (19) 黒田前掲書、二六―二七頁
- (20) 通信省編『通信事業史 第五巻』通信協会、一九四〇年、七〇二頁
- (21) 福沢諭吉『西洋旅案内(付録)』、財団法人日本経営史研究所『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社、一九八一年、二七頁
- (22) 福沢諭吉『福沢諭吉全集』第二巻、岩波書店、一九五四年、一六四―一六七頁に詳しい。
- (23) 明治二年(一八七九)には日東保生会社が設立届を提出したものの開業には至らなかった。尚、損害保険は東京海上が明治一二年八月に開業した。
- (24) 生命保険協会『生命保険協会七〇年史』一九七八年、二―三〇頁
- (25) 前掲『生命保険協会七〇年史』年表を参考にした。
- (26) 同上、二四―二五頁
- (27) 同上、三一頁
- (28) 同上、五五・五六頁
- (29) 駒田亀太郎『保健官官建議案に対する意見』前掲『生命保険協会七十年史』五七―六一頁
- (30) 前掲『生命保険協会七〇年史』八九―九一頁、生命保険業界はその影響をあまりうけることなく、大正末期には、保険契約高五六億円、総資産一〇億円にたつた。他に特筆すべきものとして、大正年間には、利益配当付養老保険が、日本における典型的な保険形態として確立されていった。明治末には終身保険の割合は三分の一程度であったが、大正末期には一割程度でしかなくなつた。大正期にはいり我国於いても生命保険に対する国民の知識が確立されることにより、保険の貯蓄性に注目されるようになり、比率を高めていった。尚、この点は太平洋戦争終戦時まで変わらなかったようである。
- (31) 郵政省『郵政百年史資料』第一七巻簡易保険資料、一九六八年、二七―三二頁に全三六条の草案がのつている。片仮名を平仮名に改め、旧漢字を常用漢字に改めてある。

- (32) 前掲『生命保険協会七十年史』一一〇頁
- (33) 前掲『郵政百年史資料』第一七巻、八三―一〇八頁
- (34) 尚、民間会社においては、簡易保険についての取り組みは早くから行われ、明治二六、二七年（一八九三・一八九四）頃には職工生命、大阪簡易生命、倭生命が企画、実施をしたが、免許は下りず、その後明治三〇年代に入り、日宗生命、徴兵保険、真宗信徒生命等が簡易生命保険の免許を申請したが、免許は下りず、又、農商務省に於いても先に触れた調査開始後は、民会会社に対しては三〇〇円未満の保険は認可されなかった。前掲『生命保険協会七十年史』一一〇頁
- (35) 簡易生命保険郵便年金事業史編集会編集『簡易生命保険郵便年金事業史』通信教育振興会、一九五三年、二一頁
- (36) 内閣官房『内閣制度七十年史』大蔵省印刷局、一九五五年、八九頁
- (37) 伝染病予防法、第一条 此法律に於いて伝染病と称するはコレラ、赤痢、腸チフス、及「ペスト」を言う
- (38) 「簡易保険法案」前掲『郵政百年史資料』第十七巻、一〇五―一三頁
- (39) 前掲『簡易生命保険郵便年金事業史』六七頁
- (40) 前掲『生命保険協会七十年史』一一三・一一四頁に全文掲載。ここでは主要な論点を以下にあげる。「内は反対意見の本文。
- (41) 大正四年当時で、全国郵便局数は七三三四である。国民一人あたりの租税負担は一一円七七銭であった。統計編「第二二表 郵便、電信、電話及び放送」、「第三三表租税負担」内閣官房『内閣制度七十年史』大蔵省印刷局、一九五〇年五五一・五六四頁
- (42) 前掲『郵政百年史資料』第十七巻、一三九―一四二頁
- (43) 社団法人日本放送協会『日本放送協会史』日本放送出版協会、一九三九年、ラジオ放送の展開については本書がかなり詳細に記載されている。本項で本書を大いに参考にさせて頂いた。
- (44) 黒田勇『ラジオ体操の誕生』青弓社、一九九九年一二三・一二四頁、尚、黒田は、水越伸『メディアの生成』同文館出版、一九九三年から引用して米国でのラジオ放送の黎明期を紹介している。NHK局の放送開始二ヶ月前に、「ヒッツパীগ・サン」紙においてラジオ発売のデパート広告がだされたことを紹介している。参考までに以下に紹介したい。

エアコンサート、ラジオで「受信」される

無線電話を通して、大気のなかで奏でられるビクトローラの音楽が、最近、このあたりで無線実験に興味を持つ支持者たちの手で据え付けられた、無線受信局の聴取者達によって「受信されています。コンサートは、火曜日の夜の10時ぐらいに、20分間聞く事が出来ます。プログラムは、管弦楽二曲とソプラノの独唱、大気の中をひときわ高らかに、澄んだ音色で響き渡るのです、そして若者向きの「おしゃべり」からなっています。音楽は、ウィルキンスバーグのペン・アンド・ピールス街にある、フランク・コンラッド氏の自宅の無線電話の送信機に近づけられたビクトローラからのものです。コンラッド氏は、無線マニアで、無線機を持つ近隣のたくさんの人々の楽しみのために、定期的に無線コンサートを「上演」しています。ただいま当店で売り出しているアマチュア無線機は、メーカーであらかじめ組み立てられており、一〇ドルからの値段で販売されています。前掲『メディアの生成』六二頁

(45) 黒田前掲書、一二四～一二六頁

(46) 前掲『日本放送協会史』、五頁

(47) 同上、七～一頁、尚、この三局を設けるために工費は、東京放送局二四・五万円、大阪放送局一〇万円、名古屋放送局一九・二万円であった。

(48) 同上、一四、一五頁

(49) 同上、一〇頁

(50) 東京に於いても東京日日新聞、東京朝日新聞のラジオ放送実験が大正一一年（一九二二）二月にあった。前掲『ラジオ体操の誕生』一二七頁

(51) 『大阪毎日新聞』大正一三年四月一八日

(52) 黒田前掲書、一三〇頁

(53) 大正一三年四月十九日付『大阪毎日新聞』

(54) 黒田前掲書、一三一頁によれば、放送内容は現在のようすでに総合編成であった。総合編成とは、落語や舞踊、時事など様々なジャンルをとりいれた放送編成の事である。

- (55) 設立許可自体は前述したように、二月二十八日付である。尚、三越屋上のアンテナは大阪放送局開局後もしばらく利用されたようである。
- (56) 黒田前掲書一三二頁
- (57) 前掲『日本放送協会史』一七頁、尚、日本放送協会に統合される直前における、聴取加入者は、東京二二万二九四、大阪七万四九五二、名古屋四万一〇五七の計三三万八二〇四であった。
- (58) 同上、二五頁
- (59) 同上、一九頁、現実的には、局数二局は昭和五年に達成した、聴取加入者数は昭和六年に、一〇五万六〇〇〇程度となった。
- (60) 日本放送協会『東京放送局沿革史』一九二八年、一二三―一二五頁
- (61) 前掲『日本放送協会史』一六二頁
- (62) 放送協合理事であった中山龍次は、ラジオの特性を三つの超越を生むとして次の三点を挙げている。一・距離、二・時間、三・階級。また中山はラジオを「社会的融和機関」と考えた。中山龍次『放送事業と社会』日本放送協会関東支部、一九三一年、一七頁
- (63) 黒田前掲書一四〇頁
- (64) 第三章で触れるが、昭和初期の長期にわたる不況により、特に農村の疲弊がひどくなった。当然、民体位の低下や栄養不足からくる健康状態の悪化は、生産力の低下、良質な兵力の確保が困難となる大きな問題となっていた。大正後期に入り、伝染病が次第に克服され、それまで受身の衛生政策に、体力増進、健康増進といった保健政策が加わり、積極政策へと転換する時期であるといえる。
- (65) 通信省編『通信事業史』第五卷、通信協会、一九四〇年、四百五十二頁
- (66) 前掲『生命保険協会七十年史』一一五頁
- (67) 前掲『通信事業史』第五卷、五二三頁
- (68) 黒田前掲書、三一頁、その宣伝文句としては「あの人はつい此間まで、せっせと働いて居られたのにまあ、お気の毒と云ふ話は沢山お聞きでせう。直ぐ！直ぐ！簡易生命保険にご加入なさい。月に晩酌一本節約すれば、加入ができます」「死ん

で金をもらってもつまらないという言ふ人は、妻子を忘れているからであります。指輪や、着物で女房の機嫌をとり、肝要な後々の用意を忘れている人は、真の愛を解しないからであります」などが挙げられる。橋詰良一『生活改造資料』婦女世界、一九二〇年、一三六―一三七頁に記載。

(69) 岡田和喜、「第一次大戦後の貯蓄奨励政策と貯蓄組合」『経済集志』第六四卷第三号、日本大学経済学研究会、一四三―一七二頁、によれば、第一次大戦期の好景気で膨張した国民消費の調整弁として貯蓄の強化を推進したとある。尚、数次にわたる勤儉強調期間の実施要綱の中には簡易保険の奨励があげられている。

(70) 前掲『通信事業史』五巻、五三三頁には、簡易保険創設後「昭和三年のラジオ体操が開始されるまでの間を五期に分類している。簡易保険創設後一〇年の内に、簡易保険が社会内に存在する義務であるような宣伝がなされていった。黒田は「ラジオ体操の誕生」の中で、「簡易保険は徐々に日本人の中に浸透していったが、明治初期からの取り組みを考えてみれば、それは日本人の人生観、生命観、家族観の変化とも関係している。一般的な貯蓄という觀念に加えて、自己の生命の値段を計算する事、家族の生計が一個の身体にかかっているという自覚、自身の死後についても家族の経済生活への想像力、あるいは責任感」が簡易保険の普及促進に大きく貢献したと評価している。前掲『ラジオ体操の誕生』三二頁

(71) 前掲『生活改造資料』八二〇頁

(72) 前掲『通信事業史』五巻、七〇二頁

(73) 黒田前掲書、一二頁

(74) 尚、藤本は、後のラジオ体操考案委員に選ばれる。

(75) 『ラジオ体操を語る』簡易保険局、一九三六年四頁、前掲『日本放送協会史』二〇八頁

(76) 大正二年（一九一三）通信省保険局監督課長稲熊貞治は生命保険事業視察中に、前述の米国メトロポリタン生命保険会社の実施計画中のラジオによる体操放送をした。又通信省簡易保険局課長進藤誠一もラジオ体操の実施を進言していたようである。尚、メトロポリタン生命保険会社のラジオ体操の概要に就いては、米国メトロポリタン生命保険会社保健体操ラジオ放送事業概要『簡易保険局、一九二八年に詳しい。

(77) これら委員のうち、北豊吉は欧米の体育・スポーツ視察を経験していた。また、三浦ヒロも大正二丁一四年末まで欧州に留学経験があり、特にデンマークでいわゆるデンマーク体操の影響を受けて帰国した。三浦ヒロ『欧州の体育を見て』芦

田書店、一九二六年に詳しい。

- (78) ラジオ体操五〇周年記念史編集委員会編『新しい朝が来た』簡易保険加入者協会、一九七九年、三二頁
- (79) 前掲『新しい朝が来た』、三二―三三頁
- (80) 黒田前掲書、三六頁
- (81) 前掲『郵便、電信、電話及び放送』、『内閣制度七十年史』五五一頁
- (82) 同上
- (83) 前掲『あたらしい朝が来た』四八頁
- (84) この頃のラジオ放送が国民にとってどれほど注目をあびたかといえば、太平洋戦争敗戦後間もない頃に開始されたテレビ放送の時に類似している。テレビを一目見ようと、町の電気店に黒山の人だかりが出来ていた様子と同様に、ラジオ放送実験時には文中にあるように、百貨店にはラジオ放送のために多くに人が集まった。
- (85) 『ラジオ体操を語る』簡易保険局、一九三六年、四頁
- (86) 小倉春之助『体育と体操』簡易保険局『国民保健体操講演集(二)』一九三〇年、一―一四頁
- (87) 大野清七『体育国策論』前掲『国民保健体操講演集(一)』二〇頁
- (88) 同上二三頁
- (89) 同上二四頁
- (90) 森梯次郎『国民保健体操に就いて』前掲『国民保健体操講演集(一)』三〇頁
- (91) 同上三〇―三一頁
- (92) 佐藤義江『体育運動の民衆化』前掲『国民保健体操講演集(一)』三五頁
- (93) 前掲『ラジオ体操の誕生』五〇頁
- (94) 木下東作『国民体育とは何ぞや』七二―七四頁
- (95) 同上八〇頁
- (96) 前掲『日本放送協会史』一九四頁
- (97) 同上、一九五頁

- (98) 同上、一九六頁
- (99) 同上、一九六頁
- (100) 参考に、ラジオの聴衆契約者数は、昭和一〇年、一〇五万六〇〇〇、放送局数一八である。一世帯五人としても、五〇〇万人が、実際には更に多くの人々が聴取していた事は明らかである。前掲「内閣制度七十年史」五五一頁
- (101) 前掲「日本放送協会史」二〇二頁
- (102) 『新訂 尋常小学校唱歌 第二学年用』文部省、一九三三年
- (103) 同上、二〇四頁
- (104) 山本瀧之助『早起』希望出版部、一九二六年、二五五～二五七頁
- (105) 同上、八七～八九頁
- (106) 柳田邦男「国語教育の為に」『調査時報』一九三三年四月号、六頁
- (107) 中山龍次「拳国一致のラジオ放送の会」『放送』第五卷一―号、一九三五年
- (108) 前掲『日本放送協会史』二〇九頁
- (109) 簡易保険局「国民保健体操を語る」一九三〇年、一頁
- (110) 桑原案「家庭ダンス」前掲「国民保健体操を語る」一一・一二頁
- (111) 河村民子「二児と共に立つ」前掲「国民保健体操を語る」八頁
- (112) 森梯次郎「国民保健体操に就いて」同上、五三頁
- (113) 新里直「操縦機の昇降を終へて」同上、九八頁
- (114) 羽山重子「金銭にて購えぬ幸福」同上、五三～五四頁
- (115) 「国民保健体操の実施効果に関する調査(二)」『調査時報 簡易保険局、一九三〇年
- (116) 『厚生省五十年史』の年表には七月十九日との記載があるが、恐らく誤りであろう。
- (117) 菅谷章「日本社会政策史論」日本評論社、一九七八年、八三頁、その中で著者は、閣議数日後にだされた陸軍省医務局から出された声明を次のように紹介している。「我が国の徴兵検査の成績によれば、不合格者乙・丙種は大正十一～十五平均に於いて一千人に付二百五十人内外であったが、昭和二～七年平均に於いては三百五十人、昭和十年には四百人に激増して

- いるのであって、この趨勢を以つて推移せんか数十年ならずして国民の大半は丙・丁種の体位劣弱者たるに至るであらう」
- (118) 国民兵役とは戦時の要員で、このうち第一国民兵役は後備兵役を終えた者と教育を受けた補充兵役修了者である。昭和二年次における、陸軍の兵役は、例えば甲種合格者の場合現役二年、予備役五年四ヶ月、後備兵役一〇年である。後備兵役終了時には三七歳で、四〇歳までの残りの三年は第一国民兵役につく。また第二国民兵役は一七歳から四〇歳までで、これ以外の兵役にない全員が該当する。徴兵検査で丙種となると第二に該当民兵役する。伊藤隆監修百瀬孝著『昭和戦前期の日本』制度と実態、吉川弘文館、一九九〇年、二六八―二七二頁
- (119) 現役とは、軍の戦闘力構成要素の根幹となすべき兵員であり、満二〇歳から陸軍二年、海軍三年である。伊藤監修、百瀬前掲書、二六八頁
- (120) 伊藤監修、百瀬前掲書、二七二頁
- (121) 内閣統計局編『第五五回日本帝国統計年鑑』東京統計協会、一九三六年、四三三頁
- (122) 陸軍省新聞班「徴兵検査よりみたる壮丁体格の現状」官報付録『週報』第三三三号、内閣印刷局、一九三七年、二頁
- (123) 大露会『内務省史』第三卷、地方財務協会、一九七一年、二九二頁
- (124) 尚、結核予防相談所については、第二章で触れた、ラジオ事業による、ラジオ納付金が昭和七年から毎年、数十万円単位で提供された。これは、都道府県の衛生費、結核予防法によらない結核予防施設に重点的にあてられた。
- (125) 『昭和一〇年度内務省統計報告』によれば、当時の結核患者数に対して、病院などのインフラが不足していたことがよくわかる。一例をあげれば、昭和一〇年の結核病院は一〇六病院で、収容人数は八〇一人にすぎない。患者数に対して、約六%とその不足がりがよくわかる。内閣大臣官房文書課『内務省統計報告』昭和一〇年度版、一九三八年、五四三頁。
- (126) 明治五年、太政官布告第二九五号「娼妓開放令」、明治三年には内務省令第四四号「娼妓取締規則」等があげられる。
- (127) 前掲『内務省統計報告』昭和一〇年度版、五九〇―五九二頁
- (128) 前掲「徴兵検査よりみたる壮丁体格の現状」、四頁
- (129) 前掲「徴兵検査よりみたる壮丁体格の現状」八頁
- (130) 前掲『厚生省五十年史』三四一―三四三頁、藤野豊『厚生省の誕生』かもがわ出版、二〇〇三年、五五頁
- (131) 『朝日新聞』昭和十一年八月二六日

- (132) 防衛庁防衛研修所戦史室著『戦史叢書 陸軍軍戦備』朝雲新聞社、一九七九年、八九頁
- (133) 前掲、『戦史叢書 陸軍軍戦備』一〇四頁
- (134) 前掲『陸軍軍戦備』、一三三・一三三頁
- (135) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史(四) 臨時軍事費』東洋経済新報社、一九五五年、統計九頁
- (136) 前掲『昭和財政史(四)』統計四八頁、ちなみ日中戦争・太平洋戦争の期間中一二時にわたる臨時軍事費特別会計が組み、其の総額は一六五億円にもぼった。
- (137) 前掲『厚生省五十年史』三七七頁
- (138) 厚生省『厚生省五十年史』厚生問題研究会、一九六〇年、九五頁
- (139) 序でも少し触れたが、これらの先行研究については、厚生省設置そのものについての研究は未だ少なく、社会政策あるいは社会保障史の一場面として触れられているものが多い。例をあげると、菅谷章『日本社会政策史論』一九七八年、また「総力戦体制」を構築する不可欠な要素として厚生省の創設についてふれている福田論文があげられる。
- (140) 前掲伊藤藤監修『百瀬前掲書』二〇八頁
- (141) 繰り返しになるが、小論の明らかにしたい点は、批判的な評価をつけがちな戦前の衛生、保健政策の再評価である。従来の研究では、厚生省設置後もまもなく施行された、国家総動員法や、後の太平洋戦争時の厚生省による政策をもって、厚生省の設置そのものの評価が下されている傾向が見て取れる。しかしながら、今日の、社会保険や年金制度のもとをたどれば戦前の厚生省時代にその基礎が構築したことを忘れてはならないし、現在の制度も、何度も改正をかさねて現行制度があることに留意する必要があるのではなからうか。
- (142) 内閣官房『内閣制度七十年史』大蔵省印刷局、一九五五年、一一三〜一三〇頁
- (143) 原田熊雄『西園寺公と政局』第五巻、一九五一年、三〇七〜三四頁にその経過が詳しい。
- (144) 近衛文麿『元老重臣と余』改造『改造社』一九四九年、三四、三五頁
- (145) 前掲『元老重臣と余』、三六頁
- (146) 衆議院・参議院編集『議会制度七十年史』大蔵省印刷局、一九六二年、五八四頁
- (147) 前掲『厚生省二十年史』九五頁、前掲『議会制度七十年史』五八四頁によれば、杉山陸相は、一・国体明徴、二・国防の

充実、三・政治の刷新、四・国民生活の安定を希望したとされる。

(148) 前掲『厚生省五十年史』三七六頁

(149) 『東京朝日新聞』昭和二年六月一〇日、小島和貴「日本社会福祉行政の形成と厚生省創設」、『法政論叢』第三三卷、一九七頁、小島氏はその中で、内務省官僚の田子一民や内務大臣河原田稼吉等との交流について触れ、「近衛腹案」の作成時の近衛の補佐役として活躍したのは容易に推測できるだろうと論じている。

(150) 前掲『厚生省五十年史』三八〇頁、前掲小島論文においても同様の評価がみとれる。

(151) 木戸幸一「二〇年の昔を思う」、『厚生省』二十年史、一頁

(152) 国立公文書館蔵『公文類聚』第六十一編巻四所収「保健社会省（仮称）設置要綱

(153) 前掲『厚生省五十年史』三九四頁

(154) 国立公文書館蔵『公文類聚』第六十一編四所収「保健社会省（仮称）設置の理由」

(155) 対支作戦、軍需動員等については、前掲『戦史叢書』陸軍軍戦備『同』大本営陸軍部（一）に詳しい。

(156) 内訳は陸軍省所管分第二予備費約一〇一〇万円、外務省所管約七〇万円、大蔵省所管約四〇八〇万円である。北支事変予備金四〇〇〇万円、陸軍分約四六〇〇万円、海軍省所管九一〇万円である。前掲『議会制度七十年史』五九一頁した。

(157) 文中、動一号〜六号まで、前掲『戦史叢書』陸軍軍戦備『一七二〜一七六頁、この他に、兵器整備、一億円、動三号時には軍需動員発動を決意し、各種兵器生産、弾薬備蓄、軍需工場の従業員育成等多岐にわたり、国民経済与える影響は大であった。

(158) これら臨時軍事費については衆議院事務局『第七一回（特別）帝国議会衆議院議事摘要』一四八〜一五三頁、『第七二回（特別）帝国議会議事摘要』七〜七五頁に詳しい。

(159) 前掲『厚生省五十年史』三八七〜三八八頁、この厚生省の名称については、福田静夫「厚生省の創設と天皇主義」(上)、『日本福祉大学社会福祉論集』第一〇四号に詳しい。

(160) 前掲『厚生省五十年史』三八九頁

(161) 木戸幸一『木戸幸一日記』東京大学出版会、一九六六年、六〇七〜六二三頁

一二月一〇日（金）晴 近衛公より、保健社会省の新大臣には末次参議を起用したし、就いては右を内大臣に話し、意向

を聞かれたしとの依頼あり。

二月一日(火) 晴 本日内務大臣更迭、末次参議新任せらる。

二月二日(水) 晴 四時半、近衛公を荻窪の邸に迎ひ、厚生省大臣問題其他を協議し、六時二〇分辞す。

二月三日(木) 晴 二時半荻窪、近衛公邸に至る。末次、永井、吉野、瀧、船田の諸君来集、首相も出られ、保健社会省問題を協議し、枢府の意見を参酌し、名称を厚生省と改め、保険院のなかより生命保険を除くことに決定す。

二月九日(水) 晴 午前一〇時、宮城における枢府本会議に出席、厚生省案可決す。

二月三十日(木) 晴 四時半、近衛公を訪問、内務省の人事、厚生省新大臣の人選等につき協議す。

厚生省の創設状況について『木戸幸一日記』を題材に論じたものとして、清水勝嘉「木戸幸一日記にみる厚生省の創設状況と戦時体制下の衛生行政」、『防衛衛生』第二七巻四号、一九八〇年がある。氏はその中で、戦前の厚生省の変遷や、衛生行政を知る上で重要な史料として「木戸幸一日記」を位置付けている。

(162) 原田熊雄『西園寺公と政局』第6巻、岩波書店、一九五一年、一九一―二〇〇頁、文中の表現を現代読みにして読みやすいようにした。尚、池田氏は、「あんな八百屋のような省には私はいかない」といつて断ったそうである。岡田文秀(元厚生次官)「厚生省創設のころ、厚生次官への就任」前掲『厚生省五十年史』四〇〇頁

(163) 前掲『木戸幸一日記』(下巻)、六一七頁

(164) 木戸幸一「厚生大臣の選任について」前掲『厚生省五十年史』三九四頁

(165) 前掲『木戸幸一日記』(下巻)、六一八頁

(166) 秘密議事録編纂会『帝国議会衆議院 秘密会議事録集』中巻、教育図書刊行会、一九九九年、三〇五―三一頁、前掲『厚生省五十年史』法令全書『官報』にも同様のものがのっている。

(167) 前掲『帝国議会衆議院秘密議事録集』中巻、三二―三二七頁

(168) 前掲『厚生省五十年史』三九六頁

(169) 藤野豊『厚生省の誕生』かもがわ出版、二〇〇三年に、わが国の優性政策について詳しい。優性政策についても本来であれば触れるべきではあるが、小論では触れない。尚、誤解を避けるためにあえて書き記すが、けっして藤野氏を批判してい

るわけでもないし、戦後の差別的な政策について正当化しようという意図ではない。

(170) 厚生省編『厚生行政要覧』一九三八年、二六・二七頁

(171) 前掲『厚生省五十年史』三九六頁

(172) この他に諮問、調査機関である中央衛生会、体力運動審議会、国立公園委員会、健康保険審査会、労働者災害扶助責任保険審査会、国民健康保険審査会の官制も同様に改められた。前掲『厚生省五十年史』三九五頁

(173) 一で論じたように、ラジオ事業は娯楽性を見出しつつも、教育的であると云う一種の教養主義であるべきという考え方に立脚していた。

(174) 前掲『厚生省五十年史』三九六頁

(175) (10)でも少しふれたが、後に施行された、船員保険法、労働者年金保険法（現在の厚生年金保険法）が其の代表である。集められた保険料を財政投融资にあて、国債を発行し軍費に充てた事をもって戦前厚生省の評価に否定的な研究が見て取れる。然しながら、現在の厚生年金保険法に於いては、戦時中の被保険者期間はきちんと反映される上に、太平洋戦争中、炭鉱労働者や危険水域を航行していた船舶に乗船していたものには、戦時加算がなされていることから一概に批判的な評価も出さないのではなからうか。

(176) 序で触れたとおりである。

参考文献・史料・論文一覧

- ・厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述編）』中央法規、一九八八年
- ・同『厚生省五十年史（資料編）』中央法規、一九八八年
- ・厚生省編『厚生行政要覧』一九三八年
- ・厚生省保険局編『健康保険三十年史』上・下巻、全国社会保険協会、一九五八年
- ・新藤宗幸『福祉行政と官僚制』岩波書店、一九九六年

- ・百瀬孝（伊藤隆監修）『昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、一九九四年
- ・厚生省『厚生省二十年史』厚生問題研究会、一九六〇年
- ・原田熊雄『西園寺公と政局』第五卷、岩波書店、一九五一年
- ・同六卷
- ・児玉正介『時局と国民体力』、全日本体操連盟、一九三九年
- ・厚生省医務局『医制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七六年
- ・木戸幸一『木戸幸一日記』上・下巻、東大出版会、一九七四年
- ・江口圭一『新版・十五年戦争史』青木書店、一九九四年
- ・藤野豊『厚生省の誕生』かもがわ出版、二〇〇三年
- ・鍾家新『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』ミネルバ書房、一九九八年
- ・柴田嘉彦『日本の社会保障』新日本出版社、一九九八年
- ・風早八十二『社会政策史』日本評論社、一九三七年
- ・日本放送協会編『日本放送協会史』日本放送協会出版部、一九三九年
- ・日本放送協会編『放送五十年史』日本放送出版会、一九七七年
- ・日本放送協会編『東京放送局沿革史』日本放送協会出版部、一九二八年
- ・NHK編『放送夜話』日本放送協会、一九六八年
- ・通信省編『通信事業史』第五卷、通信協会、一九四〇年
- ・通信省編『通信省五十年略史』通信協会、一九三六年
- ・石橋武彦『修身教科書にあらわれた保健体育思想の研究』不味堂出版、一九七一年
- ・竹森和則『日本保険史』同朋舎、一九七八年
- ・『ラジオ体操を語る』簡易保険局、一九三六年
- ・『国民保健体操講演集（一）・（二）』簡易保険局、一九二九年
- ・『メトロポリタン生命保険会社 保健体操ラジオ放送事業概要』簡易保険局、一九二八年

- ・ 日本放送協会 『ラジ才年鑑』、日本放送協会出版部、一九三三・一九三八年
- ・ 朝日新聞社編 『国民体位の向上』朝日新聞社、一九三八年
- ・ 内閣官房編 『内閣制度七十年史』大蔵省印刷局、一九五五年
- ・ 逓信同窓会編 『逓信教育百年史』逓信同窓会、一九九二年
- ・ 長谷川穰一 『健康と体育運動』逓信大臣官房課、一九三七年
- ・ 簡易保険局編 『民営生命保険事業総覧』簡易保険局、一九三五年
- ・ 同 『保健叢書』簡易保険局、一九三〇年
- ・ 弘世現 『私の生命保険昭和史』東洋経済新聞社、一九八八年
- ・ 生命保険協会 『昭和生命保険史料』生命保険協会、一九七〇・一九七一年
- ・ 同 『同別巻』生命保険協会、一九七五年
- ・ 同 『生命保険協会七〇年史』生命保険協会、一九七八年
- ・ 逓信教育振興会 『簡易生命保険郵便年金事業史』簡易生命保険編纂会編集、一九五三年
- ・ 郵政省編 『郵政百年史』第一七巻・第一九巻、吉川弘文館、一九七一年
- ・ 黒田勇 『ラジ才体操の誕生』青弓社ライブラリー、一九九九年
- ・ 野原正雄 『第一次近衛声明は厚生省創立声明』近代文芸社、一九九五年
- ・ 保谷六朗 『日本の社会政策史』中央経済社、一九九四年
- ・ 『国民保健体操を語る』簡易保険局、一九三〇年
- ・ 坂上康博 『権力装置としてのスポーツ』講談社、一九九八年
- ・ 高橋秀実 『素晴らしきラジ才体操』小学館、一九九八年
- ・ 田中聡 『健康法と癒しの社会史』青弓社、一九九四年
- ・ 永井道明 『文明的国民用家庭体操』文昌閣、一九一一年
- ・ 中山龍次 『放送事業と社会』日本放送協会関東支部、一九三二年
- ・ 橋詰良一 『生活改造資料』婦女世界、一九二〇年

- ・橋本一夫『日本スポーツ放送史』大修館書店、一九九二年
- ・真屋尚正『保険理論と自由平等』東洋経済新聞社、一九九一年
- ・三浦七口『欧州の体育を見て』芦田書店、一九二六年
- ・水越伸『メディアの形成』同文館出版、一九九三年
- ・山本龍之助『早起』希望社出版部、一九二六年
- ・成田龍一編『近代日本の奇跡』九・都市と民衆』吉川弘文館、一九九三年
- ・田波幸男『公衆衛生の発達』日本私立衛生会雑誌抄』日本公衆衛生協会、一九六七年
- ・厚生省医務局編『医制百年史』記述編、ぎょうせい、一九七六年
- ・国立公文書館蔵 枢密院秘書課「委員会録 昭和十二年」
- ・同『公文類聚』第六十一編四所収「保健社会省(仮称)設置要綱」
- ・同『保健社会省(仮称)設置理由』
- ・衆議院事務局『第七一回帝国議会衆議院議事摘要』
- ・同『第七二回帝国議会衆議院議事摘要』
- ・秘密議事録編纂会『帝国議会衆議院 秘密会議事録集』教育図書刊行会、一九九九年
- ・厚生省『内務厚生時報』三巻五号、一九三八年
- ・同六号、一九三八年
- ・社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第八巻、日本図書センター、一九八五年
- ・同、第一七巻、一九八五年
- ・額瀧厚『日本陸軍の国家総動員構想』三一書房、一九五一年
- ・朝日新聞社経済部『戦時体制下の日本経済』大空社、一九八九年
- ・日本政治学会『近衛新体制の研究』岩波書店、一九七三年
- ・山口正『社会事業史』日本図書センター、一九九五年
- ・赤松祐之『昭和十三年の國際情勢』日本國際協会、一九三九年

- ・玉井金吾『防貧の創造』啓文社、一九二三年
- ・服部英太郎『服部英太郎著作集 四 戦時社会政策論』未来社、一九六九年
- ・『十五年戦争極秘資料集 第九集 支那事变太平洋戦争間動員概史』不二出版、一九八八年
- ・木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、一九八二年
- ・黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』みすず書房、二〇〇〇年
- ・保坂正康『昭和陸軍の研究』朝日新聞社、一九九九年
- ・内務省統計局編『第五五回日本帝國統計年鑑』東京統計協会、一九三六年
- ・官報付録『週報』内閣印刷局、一九三七年
- ・『内務省統計報告』昭和一〇年度版、内閣大臣官房文書課、一九三八年
- ・防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 陸軍軍戦備』朝雲新聞社、一九七九年
- ・大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史(四) 臨時軍事費』東洋経済新報社、一九五五年
- ・大霞会『内務省史』第三卷、地方財務協会、一九七一年
- ・内閣官房『内閣制度七十年史』大蔵省印刷局、一九五五年
- ・衆議院・参議院編集『議會制度七十年史』大蔵省印刷局、一九六二年
- ・内務省衛生局『國際連盟主催各国衛生技術官會議交換視察會報告』一九二六年
- ・同『法伝染病統計』一九二四年
- ・財団法人日本経営史研究所『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社、一九八一年
- ・福沢諭吉『福沢諭吉全集』第二卷、岩波書店、一九五四年
- ・文部省『新訂 尋常小学校唱歌』一九三三年
- ・岩崎正弥『戦時下農村保健運動の実態』歴史評論 五三六号、一九九四年
- ・雨宮昭一『総力戦体制と国民再組織』シリーズ日本近現代史三『岩波書店、一九九三年
- ・藤野豊『日本ファシズムと厚生省の設置』年報日本近現代史三『現代出版、一九九七年
- ・高岡裕之『医療新体制運動の成立』総力戦と医療』日本史研究編纂会編集 日本史研究四三二号、一九九七年

- ・福田静雄 「厚生省の創設と天皇主義（上）―厚生思想の次元―」 『日本福祉大学論集』 第一〇四号、二〇〇一年
- ・小島和貴 「日本社会福祉行政の形成と厚生省創設」 『法政論叢』 第三三卷、啓文社、一九九七年
- ・近衛文麿 「元老重臣と余」 『改造』、改造社、一九四九年
- ・山下大厚 「国民化とラジオ体操」 『法政大学大学院紀要』 第四四号、二〇〇〇年
- ・吉原敦子 「ラジオ体操の発明者はアメリカの生保会社だった」 『文芸春秋』 一九八八年
- ・鍾家新 「国民健康保険制度の創設・発展と十五年戦争」 『弘前学院大学・弘前学院大学短期大学紀要』 第三四号、一九九八年
- ・広嶋清志 「現代日本人口政策史小論」 『人口資質概念をめぐって』 一九一六―一九三〇年』 『人口問題研究』 一五四号、厚生省人口問題研究所、一九八〇年
- ・広嶋清志 「現代日本人口政策史論―国民優性法における人口の質政策と量政策」 『人口問題研究』 一六〇号、厚生省人口問題研究所、一九八一年
- ・佐口卓 「わが国の社会保障制度の成立と展開」 『共済新報』、共済組合連盟一九九一年
- ・佐口卓 「社会保険の昭和史―1―健康保険制度の発露」 『共済新報』 一九八九年四月号、共済組合連盟、一九八九年
- ・佐口卓 「社会保険の昭和史―2―昭和初期の健保制度」 『共済新報』 一九八九年五月号、共済組合連盟、一九八九年
- ・佐口卓 「社会保険の昭和史―3―昭和恐慌下の社会保険」 『共済新報』 一九八九年六月号、共済組合連盟、一九八九年
- ・佐口卓 「社会保険の昭和史―4―国民健康保険の登場」 『共済新報』 一九八九年七月号、共済組合連盟、一九八九年
- ・佐口卓 「健康保険法が生まれるまで」 『健康保険』 一九六二年一〇月号、健康保険組合連合会、一九六二年
- ・佐口卓 「健康保険法が生まれるまで（二）」 『健康保険』 一九六二年一月号、健康保険組合連合会、一九六二年
- ・佐口卓 「健康保険法が生まれるまで（三）」 『健康保険』 一九六二年二月号、健康保険組合連合会、一九六二年
- ・佐口卓 「国民健康保険の成立と国保類似組合」 『早稲田商学』 三三六号、一九九〇年
- ・佐口卓 「国民健康保険の成立と医療保護事業」 『早稲田商学』 三四四号、一九九一年
- ・佐口卓 「健康保険法制定に関する一問題」 『早稲田商学』 一〇〇号、一九五二年
- ・鍾家新 「日本型福祉国家の形成・発展過程の特徴と産業化」 『社会保障政策の形成・発展における産業化の役割』 『日中社会学

- 研究」一九九七年六月号、日中社会学会、一九九七年
- ・ 田子一民 「社会診察の必要と社会事業家育成機関の設立の急務」『月刊福祉』六七号、社団法人全国社会福祉協議会、一九八四年
 - ・ 田子一民 「社会事業は生涯の仕事」『社会事業』三五卷一二号、全国社会福祉協議会連合会、一九五二年
 - ・ 山野光雄 「後藤新平「健康保険の発想」『健康保険』一九七四年七月号、健康保険組合連合会、一九七四年
 - ・ 勝田政治 「内務省の設立」『日本史研究』三二七号、日本史研究編纂会編集、一九八九年
 - ・ 清水勝嘉 「昭和初期の公衆衛生について」『民族衛生』日本民族衛生学会、一九七六年
 - ・ 同 「木戸幸一日記にみる厚生省の創設状況と戦時体制下の衛生行政」『防衛衛生』第二七卷四号、一九六〇年
 - ・ 香川香三 「内務省社会局の設置について」『評論・社会科学』第三二二号、同志社大学人文学会、一九八三年
 - ・ 紅林武男 「ラジオ体操の今昔」『体育の科学』体育の科学社、一九五五年
 - ・ 岡田和喜 「第一次大戦後の貯蓄奨励政策と貯蓄組合」『経済集志』第六四卷第三号、二〇〇〇年
 - ・ 柳田邦男 「国語教育の為に」『調査時報』一九三二年
 - ・ 中山龍次 「拳国一致のラジオ体操の会」『放送』第五卷一一号、一九三五年